

『上清洞眞智慧觀身大戒文』 訳注稿（一）

早稲田大学観身大戒研究会

本稿は二〇一六年度における早稲田大学文学研究科東洋哲学コースの授業「東洋哲学演習六・二」〔道教基礎文献研究〕での輪読の成果の一部である。本稿の作成は担当者が訳注原稿を作成し、それを共同で修正し、さらに最終的な統一をはかるために森が加筆・修正した。訳注原稿の担当者は各箇所の末尾にその氏名を記す。（森由利亜）

二〇一六年度の参加者は以下の通り。肩書はこの年度のものである。（*印は紙上参加。）

黒崎恵輔（早稲田大学大学院博士後期課程）、*西念咲和希（早稲田大学大学院修士課程）、鈴木裕美（早稲田大学非常勤講師）、富田絵美（早稲田大学大学院博士後期課程）、成田優子（早稲田大学大学院修士課程）、長谷川隆一（早稲田大学大学院博士後期課程）、*初海正明（早稲田大学大学院修士課程）、廣瀬直記（早稲田大学非常勤講師）、森由利亜（早稲田大学教授）、吉澤明希（早稲田大学大学院修士課程）、飯野澄子（早稲田大学大学院研究生）

凡例

一、底本には上海涵芬樓影『正統道藏』（第一〇三九冊）所収『上清洞眞智慧觀身大戒文』『SN一三六四』（『觀身大戒文』と略称）を用いる。

一、異本として『無上秘要』『SN一一三八』卷四五及び『要修科儀戒律鈔』『SN四六三』卷六を参照するが、本相互の校異、校訂を目的とはせず、『觀身大戒文』の文に明かな破綻が認められる場合に限り異本に基づいて校訂を行う。底本の文字を修正する際には、取り消す文字は（ ）内に入れ、付加する文字は〔 〕内に入れる。『無上秘要』本の戒条を引用、参照する際には、同本の戒に通し番号を振ったものと想定して、その条番号とともに記す。『要修科儀戒律鈔』を参照する際は条番号を振らず葉数のみで指定する。

一、本訳稿では『觀身大戒文』の全体を便宜上、序文（一葉表冒頭から裏三行まで）、戒の本文（一葉裏四行から一七葉裏五行まで）、經品（一七葉裏六行から末尾まで）の如く分割する。最終部分を經品と称するのは、『無上秘要』卷五四でこの部分に「洞眞智慧觀身大戒經品」と題していることによる。

一、底本となる『觀身大戒文』一葉左四行から示される戒の条文には、便宜のために通し番号を振る。番号は底本の条文に則る。

一、『觀身大戒文』は『太上洞玄靈寶三元品戒功德輕重經』『SN四五六』（『三元品戒功德輕重經』と略

称)と、同経が踏まえる「老君説一百八十戒」の内容に大きく依存し、踏襲するものである。(Kristofer Schipper, "Shangqing dongzhen zhihui guanshen dayie wen," in Kristofer Schipper & Franciscus Verellen eds., *The Taoist Canon: a Historical Companion to the Daozang*, Chicago and London: Univ. of Chicago Press, 2004. 伍成泉《汉末魏晋南北朝道教戒律规范研究》[巴蜀书社, 二〇〇六年参照。]これら二種の戒の条文で、『觀身大戒文』の条文が踏まえていると思われるものについては、それぞれ【訓読】の箇所において、対応条文の番号を四角で囲んで示し、参考に供す。なお、『三元品戒功德輕重經』の戒条を引用・参照する際には、道藏本二葉裏「上眞稱高下尊卑功過儀典」を仮に第一条とし、三一葉表第二行「学者及百姓子八節不言名五帝之罪」(第一八二条)に至るまで戒条に通し番号を振ったものと想定し、その番号とともに記す。「老君説一百八十戒」は『道藏』所収『雲笈七籤』[SN一〇三二]卷三九に収められたテキストに基づき、その葉数とともに引用する。

序文(一葉表裏)

【正文】

上清洞眞智慧觀身大戒文

智慧觀身大戒、流景散漫、暎煥太虛、積三千餘劫。

其文乃是元始天王、受之太上高聖道君。於是相與登洞眞之堂、說而誦之、以傳太微天帝、及太極高仙(天)王(公)〔二〕、口口而已、不書於文。太微天

帝受戒時頌、

智慧起本無、朗朗超十方、結空峙玄霄、諸天挹流芳。

其妙難思議、虛感真實通、有有（無）〔竟〕⁽¹¹⁾不有、無無無不容。

智慧常觀身、學道之所先、眇眇任玄肆、自然錄我神。

天尊常擁護、魔王爲保言、晃晃金剛軀、超超太上（前）〔仙〕⁽¹²⁾。

智慧生戒根、眞道戒爲主、三寶由是興、高聖所崇受。

汎此不死舟、倏欵濟大有、當此說戒時、諸天來稽首。

【校訂】

（一）王公 …… 底本は「天王」に作る。『無上秘要』卷三二… 一一葉裏、一二葉表に「智慧觀身大誠、元始天王、太上高聖君、相與登洞眞之堂、說而誦之、以傳太微天帝及太極高仙王公」とあり、『太上洞玄靈寶智慧本願大戒上品經』「SN三四四」八葉表に「此戒名智慧隱經道行本願上戒寶眞品。太上虛皇傳太上帝君、道君傳太微帝君、帝君傳九微太眞、太眞傳太極大法師、及傳太極高仙王公、不告諸中仙矣」とあるのにより改める。

（二）「竟」 …… 底本は「無」に作る。『洞玄靈寶齋說光燭戒罰燈祝願儀』「SN五二四」（以下『祝願儀』）七葉裏、『洞玄靈寶三洞奉道科戒營始』「SN一二五」卷六… 一〇葉表、『要

修科儀戒律鈔』卷五…二四葉表によつて改める。

(三)「仙」…底本は「前」に作る。『無上秘要』卷三八…五葉表、卷四八…三葉裏、卷五〇…二葉裏、『要修科儀戒律鈔』卷五…二四葉表、『三洞珠囊』〔SN一三九〕卷八〔觀身智慧大戒經〕の引用)一二葉表…一三葉表によつて改める。

【訓読】

智慧觀身大戒は、景を流して散り漫^(一)たし、太虚に暎煥^(二)して、三千餘劫を積む。其の文は乃ち是れ元始天王^(三)、之を太上高聖道君^(四)に受^(五)く。是に於て相與に洞眞の堂^(六)に登り、説きて之を誦へ、以て太微天帝^(七)及び太極高仙王公^(八)に傳ふ。口口するのみにして、文に書せず。太微天

帝 戒を受くる時に頌^(九)す、

智慧は本無^(一〇)に起こり、朗朗として十方を超ゆ。空に結んで玄霄に峙^(一一)(そばだ)ち、諸天流芳を挹^(一二)(く)む。
其の妙思議し難く、虚しく感じて^(一三)眞實^(一四)通づ。有を有とすれば^(一五)竟に有^(一六)(たも)たず、無を無とすれば^(一七)容れざる無し。

智慧もて常に身を觀るは^(一八)學道の先とする所、眇眇として玄肆^(一九)に任せ、自然に我が神を録す^(二〇)。

天尊常に擁護し、魔王^(二一)爲に保言^(二二)す。晃晃たり金剛の軀、超超^(二三)たり太上の仙。

智慧は戒根^(二四)を生じ、眞道は戒もて主と爲し、

三寶^(三三) は是に由りて興り、高聖の崇受する所なり。

此の不死の舟を汎べ、倏歟（たちまち）にして大有^(三四) に濟（わた）らん。此の説戒の時に當り、諸天來りて稽首せん、と。

【注釈】

(一) 流景散漫 …「流景」は、光を流すこと。

「散漫」は、ちりみちること。「流景散漫、渙太虚」は、『觀身大戒文』が原初の宇宙とともに生成した天書であることを示唆している。

(二) 暎 暎 …明らかに照り輝くさま。「暎」は「映」の別字。あきらかなさま。「渙」もあきらかなさま。

(三) 元始天王 …『觀身大戒文』では太上高聖道君とともに本經の經主といふべき地位にある

神格。『洞眞上清青要紫書金根衆經』「SN 一三一五」卷下…一葉右や『太上三天正法經』「SN 一二〇三」一葉右では、元始天王は宇宙の原初において自然に生じたものとされている。太上高聖道君（太上道君）との關係については注釈（五）参照。なお、『洞玄靈寶眞靈位業圖』「SN 一六七」では元始天王は第四左位の第四神格で「西王母の師」と注され、『觀身大戒文』とは異なる神体系が想定されている。『觀身大戒文』で元始天王の下にある太微帝君は、『眞靈位業圖』では第二左位にあり、四位の元始天王より二等も高く、この点でも『觀身大戒文』との違いが顕著である。大淵忍爾『道教とその經典』創文社、一九九七、一〇九～一一一頁参照。

(四) 太上高聖道君 …上清經における太上道君。

太上高聖玉晨道君とも。『登真隱訣』〔SN 四二一〕卷下・二五葉表に見える「太上玉晨道君」に朝する際に誦える祝の中では、朝する神を「太上高聖君」と呼びかけている。これは太上高聖道君であり、太上玉晨道君はその別名であることが知られる。さらに、『登真隱訣』巻下には「太上高聖玉晨道君」という名も見え、これも同じ神格の別名と判断できる。

また『真誥』〔SN 一〇一六〕巻五・一葉裏に「裴君」君曰、太上者、道之子孫。審道之本、洞道之根、是以爲上清真人、爲老君之師。へ此即謂太上高聖玉晨大道君也。爲太極左真人中央黃老君之師。』（甄命授第一）とあるように、太上高聖玉晨（大）道君は、陶弘景によつて「太上」を指すものと解されている。なお、太上高聖道君は、『真靈位業圖』に照らせば第

二中位「上清高聖太上玉晨玄皇大道君（爲万道之主）」であろう。

（五）受…受ける。元始天王が太上高聖道君（太上道君）から戒を得た意に取る。『觀身大戒文』では元始天王と太上高聖道君の關係はわかりにくい、が、『觀身大戒文』に言及される「太上徊玄大品章」を主題にし内容的にも『觀身大戒文』と共通点の多い『洞真太上太霄琅書』巻一〇…六葉裏には「昔太眞王母、東華青童、元始天王、皆太上弟子也」とあり、元始天王は太上の弟子であるとする。この太上は太上道君すなわち太上高聖道君である可能性が高く、もしそうであれば、元始天王はこの戒を太上高聖道君より受けたと見るべきである。又、張曉立《六朝道教上清經系中的戒律思想…基于《上清洞真智慧觀身大戒文》的

研究》（《商丘師範學院學報》三二卷、一〇期、二〇一六年一〇月、一二一～一二八頁）が指摘するように、『觀身大戒文』経品では、元始天王、太微天帝、太極真人が順に関連事項を解説し、そこに太上高聖道君が見えないが、もし太上後聖君が元始天王よりも下位にあるなら、この構成は確かに不自然である。むしろ、太上高聖道君から戒を得た下位の神格として元始天王以下の三神が戒を解説していると見るほうが自然といえる。しかし、その一方で、「受」を「授」と解釈することにもわかには否定し難い。『要修科儀戒律鈔』巻五…二二葉裏…二三葉表に「觀身三百大戒云、元始天王授之太上道君、道君傳太微天帝、帝君受戒時頌三首云」とあり、本戒は元始天王から太上高聖道君（太上道君）に授けられたものと見

るようである。『無上秘要』卷三二…一一葉左…一二葉右には「智慧觀身大誡、元始天王、太上高聖君、相與登洞真之堂、說而誦之、以傳太微天帝及太極高仙王公、口口而已、不書於文」とあり、ここでは元始天王を太上後聖君より前に置くため、前者が後者より地位が高く想定されているように見える。また、『上清金眞八景飛經』〔SN一三七八〕四葉裏や『太上玉珮金璫太極金書上經』〔SN五六〕二葉裏…三葉表では、元始天王は太上道君の上位の神格として太上に経を授けたとされている。以上から、「受」を「授」の意で読むことにも一定の合理性があると思われる。あるいは、後世、元始天王と元始天尊の混同が生じて両者の地位が逆転し、元始天王が太上道君に授けたと解釈されるようになったのかもしれない

い。今は両論を併記し後考に俟つ。

(六) 洞眞之堂 … 『觀身大戒文』によつて、元始天王と太上後聖君が戒を説いた天宮の一部として知られる。『無上秘要』卷二二・二表に「右元始天王、太上高聖君、說觀身大誠之所」(「三界官府品」洞眞堂)とある。

(七) 太微天帝 … 『觀身大戒文』經品では太微天帝は太上高聖道君からこの戒を授かったとされる。一二葉裏に「太微天帝曰、我昔始學之時、唯知請經、不知尋戒。乃歷劫生死、太上愍我道心、高聖哀我不懈、見告云、子學彌勤、而不知奉觀身大戒。當何由得仙乎。我於是稽首金闕之下三千日、太上見授要戒」とある。なお、『眞靈位業圖』では第二左位の筆頭に「左聖紫宸太微天帝道君」として掲げられる。第二中位にある「上清高聖太上玉晨玄皇

大道君(爲万道之主)」のすぐ下に位置づけられており、上述の伝授関係と照応する。

(八) 太極高仙王公 … 太極高仙伯延蓋公子。本節校訂(一)を参照のこと。『雲笈七籤』卷一四・一五葉裏に「其後紫虛元君魏華存夫人、清齋於陽洛隱元之臺、西王母與金闕聖君降於臺中、乘八景輿、同詣清虛上宮、傳玉清隱書四卷、以授華存。是時三元夫人馮雙禮、紫陽左仙公石路成、太極高仙伯延蓋公子、西城真人王方平、太虛真人南嶽赤松子、桐栢真人王子喬等三十餘眞、各歌太極陰歌陽歌之曲」(『壺城集仙錄』。『無上秘要』卷二〇・一三葉表にも同部分が引かれる)とある。『眞靈位業圖』では第三位左位第十四神格に太極高仙伯延蓋公子の名で見える。

(九) 頌 … 伽陀の意識。特に四句で文義を構成

するものを、結句伽陀ともいい、「頌」という。この頌は各おの五言八句から成る三篇から構成される。

(一〇) 本無 … 無を根本とするおしえ。『肇論』

「不真空論」T四五、一五二aに「本無者、情尚於無、多觸言以資無。故非有有即無、非無無亦無」とある。『真誥』卷一三…一一葉裏に「此人善能論空無、乃談士、常執本無理云、無者大有之宅、小有所以生焉。積小有以養小無、見大有以本大無。有有亦無無焉、無無亦有有焉。所以我目都不見物、物亦不見無。寄有以成無、寄無以得無。於是無則無宅也、太空亦宅無矣。我未生時、天下皆無無也」とある。

(一一) 虚感 … ことさらなしわざなく感応する。

『洞真高上玉帝大洞雌一玉檢五老寶經』[SN

一三三] 三二葉裏に「黄素元君、諱圓華黃刃、字太張上。是乃積胎太无、虚感空洞、凝生散華、遂育玄中、受生爲女子、號曰黄素高元君」とある。

(一二) 眞實 … 眞如。虚妄を離れたさま。

(一三) 有有 … 有を有とする。事物を有として拘泥するさま。自己に拘泥することで外物に拘泥し、諸々の対立や衝突を生じるような態度、認識。『莊子』在宥に「頌論形軀、合乎大同。大同而無己。無己、惡乎得有有」とある。次注をも参照のこと。

(一四) 無無 … 無を無とする。事物を無とする態度にもこだわらないさま。『莊子』知北遊に「光曜問乎無有。曰、夫子有乎、其無有乎。光曜不得問、而(孰)〔熟〕視其狀貌、窅然空然、終日視之而不見、聽之而不聞、搏之而不

得也。光曜曰、至矣、其孰能至此乎。予能有無矣、而未能無無也。及爲無有矣、何從至此哉」とある。また、『肇論』『答劉遺民書』T四五・一五六aに「且夫心之有也、以其有有不自有、故聖心不有有。不有有、故有無有。有無有、故則無無。無無、故聖人不有不無。不有不無、其神乃虛。何者。夫有也、無也、心之影響也。言也、象也、影響之所攀緣也。有無既廢、則心無影響。影響既淪、則言象莫測。言象莫測、則道絕群方。道絕群方、故能窮靈極數。窮靈極數、乃曰妙盡」とある。

(一五) 觀身 …わが身をありのままに洞察すること。『老子』通行本五四章「故以身觀身、以家觀家、以鄉觀鄉、以國觀國、以天下觀天下。吾何以知天下之然哉、以此」。『觀身大戒文』では、体内神を内観することに結びつけてい

る。一七葉裏に「是戒尊重、不可以言宣。觀歷人身諸神三百關節、眞靈不得妄出、魔試不能得犯人」、二二葉表に「太上散十方、華燈通精誠。諸天皆亦然、諸地悉朗朗。我身亦光徹、五藏生華榮、炎景照太无。遐想繁玉清、丹精寄太无。玄陽空中嚮、舍形滅苦根。幽妙至眞想、垂華不現實。因緣示光象、我身亦如之」(「太上明燈頌」とある。仏教では身の不淨を考察することをいう。『中本起經』T四、一四九bに「佛告衆人、且自觀身、觀他何爲。色欲無常、合會有離、如泡如沫、愚者戀著、殃禍由生。身爲苦器、衆生皆然。大衆心解、願爲沙門。佛皆受戒、道現正諦、皆得應眞」とある。

(二六) 玄肆 …道のまま。自然。「録我神」が自己を規制することを言うのに対し、「任玄肆」

は道にまかせることをいう。

(二七) 録神 ……せいしんをすべる、統率する。

(二八) 魔王 ……梵語の麼羅に由来する。欲界第六

天の支配者であり、修行者を試みる悪鬼であると同時に、六天の死者世界を支配し罪人を地下世界に幽閉する責任者。太上の命に従って赦された罪人を天へと保挙して解放する役割にもなる。『洞真太上太霄琅書』卷一〇…一

○葉表に「今言六天大魔王者、是天地之大魔王。其宿世有大功德、故得爲此魔王、與帝君比德、共執事於天地人、上屬太上玉京、爲天帝之下官、且其餘无所不制。夫人學道、先小魔試、道成待大魔王皆臨大試過、便保舉上玉京臺霄、泉曲幽都、死籍班下、太山除地名之録也。其各各統職三官、魔神鬼兵直衛、討姦邪魍魎、不正之精。魔王參品仙府、受太上之任矣」とある。

神塚淑子「魔の觀念と消魔の思想」吉川忠夫

編『中国古道教史研究』（同朋舎出版、一九九

二、八九—一四四頁）参照。

(一九) 保言 ……保挙して推薦の言葉を述べること。

保挙列言。『上清高上金元羽章玉清隱書經』

「SN一三五八」二葉裏に「凡後學成仙、消魔王皆使大魔王保舉列言、然後乃得飛行上清」とある。

(二〇) 超超 ……卓越するさま。

(二一) 戒根 ……戒定慧三学の根本であることから、

戒を戒根という。『占察善惡業報經』卷上、T

一七、九〇三c「若惡業多厚者、不得即學禪

定、智慧、應當先修懺悔之法。所以者何。此

人宿習惡心猛利故、於今現在必多造惡、毀犯

重禁。以犯重禁故、若不懺悔令其清淨、而修

禪定、智慧者、則多有障礙、不能剋獲。或失

心錯亂、或外邪所惱、或納受邪法、增長惡見。是故當先修懺悔法、若戒根清淨、及宿世重罪得微薄者、則離諸障。」

(二二) 三寶 ……三寶洞經。上清經の所謂三奇を指すか。道教における三宝は多く道・經・師を指すが、ここでは經典を指すものと思われる。『觀身大戒文』一二葉裏に「太極真人曰、吾昔聞於太上言、誦三寶洞經而不〔奉〕是大戒、仙道衆妙、胡緣而成耶。故口口而已不宜於文」として言及される「三寶洞經」のこと。「十方徊玄品」を載せる『洞真太太上霄琅書』卷一〇には、六葉裏に「太微天帝曰、此章品以配大戒、乃三寶之宗矣。常以本命日、說三百部戒、而頌此文」、八葉裏に「學三寶、誦徊玄、奉大戒、能超此三界之表、洞六通智慧也」、九葉表に「此四天帝君、常誦習三寶經、轉廻玄、奉

大戒、修齋清淨」とあるように、三宝の誦習に際しては徊玄品章を誦え三百大戒を持することが肝要であるとされる。同じ文脈のなかで九葉裏一〇葉表に「非大戒亦復何緣削我之名、永劫而長存乎。非三寶洞文、而當何因爲太上之寶友乎」ともあり、三宝が經典であることはここでも明らかである。ただ、それがいかなる經典かを特定するのは容易ではない。『太眞玉帝四極明科經』卷三…三葉表では、先行する文脈で列ねた『大洞眞經』『雌一寶經』『素靈大有妙經』の所謂三奇について「今封三寶奇經各一通於岱宗山中」と述べ、これを「三寶奇經」と呼ぶ。又、同卷五…三葉裏四葉表に「凡男女同學上清之道、共奉師宗、入室齋戒、燒香禮拜、當隨所學深淺、上下次第、高上玄鹽、身受三寶奇文」とあるが、この

「三寶奇文」も三奇を指すものと見られる。

大有妙經」とあるのを参照。

「三寶」の語を用いない呼称であつても、『九

眞明科』九葉裏――一葉裏においては、三奇

を玄都中品第三、四篇で「上清寶經三奇宝文」、玄都中品第五、八篇で「上清寶經三洞秘文」、玄都中品第九篇では「上清寶經三洞奇文」とする。「奇」のほかに「洞」や「寶」を使って表現しており、「三洞寶經」が三奇である可能性は充分あろう。

(二三) 大有　：天上の宮名。『大洞眞經』や『大有妙經』が秘藏されている。『洞眞高上玉帝大

洞雌一玉檢五老寶經』一葉表「大洞眞經三十九章者、乃祕在九天之上、大有之宮、太玄靈臺玉房之中。紫雲爲簡、以譔其文、青緑爲字、以書其章。」又、『雲笈七籤』卷八・一九葉表裏に「大有者、宮名也」(「釋太上素靈洞玄

【通釈】

智慧觀身大戒は、「虚空の中に」光を流出して広がり満ち、三千数劫にわたつて太虚の中であかかかと照り輝いてきた。その文字は、まさしく元始天王が太上高聖道君から授与されたものである。かくて、「両神は」あい連れだつて洞眞の堂に入り、「この戒を」解説し誦えて、それを太微天帝および太極高仙王公へと伝えた。ただ口伝えにするだけで、文字には記さなかつた。

太微天帝は戒を受ける時に以下のように頌をとなえた。

すぐれた智慧は無を根本とするさとのなかに生じ、さえぎるものもなく十方世界に超え広が

る。虚空のなかに凝結し奥深い天空に屹立し、諸もろの天神たちはその流れる清らかな香り「すなわち戒の智慧」を汲み取る。

その「戒として結実した智慧の」すぐれたさまは人知を超えており、ことさらなしわざもないままに「持戒者を」感化して、「虚妄を離れた」実相が明らかとなる。対境を有るものと捉えて拘泥するなら結局それらを失ってしまうが、「逆に」無為すらも無と見なして拘泥しないならあらゆる物を受け入れ保つことができる。

すぐれた智慧によって絶えずわが身を顧慮することこそ、道を学ぶ者がまずまっさきに行うべきこと。さだかには認識できないやりかたで奥深い道のなすがままに任せ、自然のままに自分の精神を統制する。

「そのようであれば、」天尊は常に「持戒者を」保護し、魔王は「彼らの」ために推薦の言葉を述べるであろう。きらきらとまばゆいばかりではないか、「天尊の保護を受けたその」金剛の身体は。高らかではないか、「魔王の保挙により」太上「道君」の「御前へ」至る仙人のさまは。

智慧こそは戒根を生ずるおおもとであり、まことの道は戒をその主体とする。三宝の経もこれによって成立するのであり、やんごとなき聖人たちもこの戒をあがめ奉って受ける。

この「戒という」不死へ至る船を浮かべて乗るならば、たちまちにして大有の天宮へと渡ることがかなうだろう。戒を説く際には、諸天の神々がやって来て「受戒者に」挨拶「して敬意を表」することだろう。

(序文訳注 西念咲和希、初海正明、森由利亜)

戒の本文

第一〇条(一葉裏、二葉表)

【正文】

- 001 道學不得殺生暨蠕動之蟲。
002 道學不得教人殺生暨蠕動之蟲。
003 道學不得飲酒。
004 道學不得教人飲酒。
005 道學不得綺語・兩舌不信。
006 道學不得教人綺語・兩舌不信。
007 道學不得淫犯百姓婦女。
008 道學不得教人淫犯百姓婦女。
009 道學不得竊盜人物。

010 道學不得教人竊盜人物。

【訓読】

- 001 道學(一) 殺生して蠕動の蟲(二)に暨(三) ぼすを得ざれ。
002 道學 人をして殺生して蠕動の蟲に暨ぼせしむるを得ざれ。
003 道學 飲酒するを得ざれ。(四) 老024
004 道學 人をして飲酒せしむるを得ざれ。
005 道學 綺語・兩舌して(五) 信ならざるを得ざれ。
006 道學 人をして綺語・兩舌して信ならざらしむるを得ざれ。
007 道學 百姓(七)の婦女を淫犯するを得ざれ。(八)
老002
三046
三080
008 道學 人をして百姓の婦女を淫犯せしむるを得ざ

れ。

009 道學 人の物を竊盜するを得ざれ。^(九)
010 道學 人をして人の物を竊盜せしむるを得ざれ。

老 003
三 047

【注釈】

(一) 道學 …道を学ぶ者。戒を持して百姓を教化する。『三元品戒功德輕重經』では、第三五条以下の戒において持戒者を全て「學者及百姓子」と呼び、「(道)學者」と「百姓」を一括するのに対し、『觀身大戒文』の「道學」は、一三葉表、第二三〇条「道學當念呪願百姓令常安全」、一五葉裏、二七八条「道學當念游東北、救百姓男女、授其勸戒、度入東北之門、使得入無爲之場」(一五葉表)の如く、「百姓」のために呪願しその安寧をはかり、また「百姓男女」を救済し戒を授けて導く者とされる。

れる。

(二) 蠕動之蟲 …うごめく虫たち。徳や救済が一切衆生に及ぶことを示すために言及される。

『洞玄靈寶長夜之府九幽玉匱明真科』一七葉裏、一八葉表「今故立齋、燒香然燈、願以是功德、照曜諸天、普爲帝王國主、君官吏民、受道法師、父母尊親、同學門人、隱居山林學真道士、諸賢者、蠢飛蠕動、蛟行蝸息、一切衆生、普得免度十苦八難、長居無爲、普度自然」。

(三) 暨 …『無上秘要』一葉表、第一、二条には無し。

(四) 『雲笈七籤』卷三九「老君說一百八十戒」四葉表に「第二十四戒、不得飲酒食肉」とある。

(五) 綺語・兩舌 …飾り立てた不正の言葉と、裏腹のことを言い人を仲違いさせることば。

支謙『大明度經』「不退轉品」第一五（T八、四九四c）「又不退轉大士持戒。身自不殺教人不殺。身自不盜教人不盜。身自不婬教人不婬。身自不兩舌惡口妄言綺語嫉妒悲癡。是十戒皆自持。復教彼守行。夢中自護十戒」。又、『弘明集』卷十三所收郗超『奉法要』（T五二、八六b、c）「十善者。身不犯殺盜婬。意不嫉悲癡。口不妄言綺語兩舌惡口。〔中略〕何謂綺語。文飾巧言華而不實。何謂兩舌。背向異辭對此說彼」。

（六）『三元品戒功德輕重經』二三葉裏、第四五條「學者及百姓子、綺語兩舌不信之罪」。

（七）百姓 …… 道學の教化対象。注釈（一）を参照。

（八）「老君說一百八十戒」三葉表に「第二戒、不得淫他婦人」とある。『三元品戒功德輕重經』

二三葉裏、第四六條に「學者及百姓子、姦婬穢濁之罪」、二五葉裏、第八〇條に「學者及百姓子、圖謀人婦女之罪」とある。

（九）「老君說一百八十戒」三葉表に「第三戒、不得盜竊人物」、『三元品戒功德輕重經』二三葉裏、第四七條に「學者及百姓子、盜竊財物之罪」とある。

【通釈】

001 道を学ぶ者は、うごめく小動物に至るまで、およそ生ある物を殺してはならない。

002 道を学ぶ者は、他人に、うごめく小動物に至るまで、およそ生ある物を殺させてはならない。

003 道を学ぶ者は、酒を飲んではならない。

004 道を学ぶ者は、他人に酒を飲ませてはならない。

005 道を学ぶ者は、言葉を飾ったり二枚舌を用いて

不実であってはならない。

006 道を学ぶ者は、他人に言葉を飾ったり二枚舌を用いて不実であってはならない。

007 道を学ぶ者は、俗人の女性を姦淫し犯してはならない。

008 道を学ぶ者は、他人に俗人の女性を姦淫し犯させてはならない。

009 道を学ぶ者は、人の物を盗んではならない。
010 道を学ぶ者は、他人に人の物を盗ませてはならない。

第一一〇条（二葉表裏）

【正文】

011 道學不得嫉賢妬能。

012 道學不得教人嫉賢妬能。

013 道學不得背師恩愛。

014 道學不得教人背師恩愛。

015 道學不得不忠其上。

016 道學不得教人不忠其上。

017 道學不得罔其下。

018 道學不得教人罔其下。

019 道學不得欺誑同學未解之人。

020 道學不得教人欺誑同學未解之人。

【訓読】

011 道學 賢を嫉み能を妬むを得ざれ。(一)

三
048

012 道學 人をして賢を嫉み能を妬むを得ざれ。

013 道學 師の恩愛に背くを得ざれ。(二)

三
049

014 道學 人をして師の恩愛に背かしむるを得ざれ。

015 道學 其の上に忠ならざるを得ざれ。(三)

三
054

016 道學 人をして其の上に忠ならざらしむるを得ざれ。

017 道學 其の下を罔ひるを得され。^(四) 三〇五五

018 道學 人をして其の下を罔ひしむるを得され。

019 道學 同學の未だ解せざるの人^(五)を欺誑するを得され。^(六) 三〇五六

020 道學 人をして同學の未だ解せざるの人を欺誑せしむるを得され。

【注釈】

(一) 『三元品戒功德輕重經』一三葉裏、第四八条に「學者及百姓子、嫉賢妬能之罪」とある。

(二) 『三元品戒功德輕重經』二四葉表、第四九条に「學者及百姓子、背師恩愛之罪」とある。

(三) 『三元品戒功德輕重經』二四葉表、第五四条に「學者及百姓子、不忠於上之罪」とある。

(四) 『三元品戒功德輕重經』二四葉表、第五五条に「學者及百姓子、罔略於下之罪」とある。

(五) 未解之人　：『上清洞眞智慧觀身大戒文』一一葉表では、第一九四戒に「道學與人同學、當念教不解」、第一九五条に「道學與人同學、當請問先進」とあるように、道學同士は「不解」すなわち理解の及ばない者には教え、「先進」すなわち理解の進んだ者には教えを請い、互いに教え合いながら道を学ぶことを重んじていたようである。第二五〇条にも、「道學當念我同學未測道源淵奥典章」とあり、未だ道や道や經典について理解していない者に配慮するように言っている。

(六) 『三元品戒功德輕重經』二五葉裏、第五六戒に「學者及百姓子、欺罔同學之罪」とある。

【通釈】

011 道を学ぶ者は、賢い者をそねみ能力のある者をねたんではならない。

012 道を学ぶ者は、他人に賢い者をそねみ能力のある者をねたませてはならない。

013 道を学ぶ者は、師の恩恵と愛情に反してはならない。

014 道を学ぶ者は、他人に師の恩恵と愛情に反させてはならない。

015 道を学ぶ者は、上の者に忠実でなければならぬ。

016 道を学ぶ者は、他人を上の人に忠実でなくさせてはならない。

017 道を学ぶ者は、下の者をあざむいてはならない。

018 道を学ぶ者は、他人に下の者をあざむかせてはならない。

019 道を学ぶ者は、ともに学ぶ者で理解の及ばない

ない者をだましてはならない。

020 道を学ぶ者は、ともに学ぶ者で理解の及ばない者をだまさせてはならない。

第二一三〇条（二葉裏～三葉表）

【正文】

021 道學不得輕慢弟子。

022 道學不得教人輕慢弟子。

023 道學不得口善心懷陰惡。

024 道學不得教人口善心懷陰惡。

025 道學不得説人過惡。

026 道學不得教人説人過惡。

027 道學不得重積七寶不散施四輩。

028 道學不得教人重積七寶不散施四輩。

029 道學不得樂人錢財雜物爲己重擔。

030 道學不得教人樂人錢財雜物爲己重擔。

【訓読】

021 道學 弟子を輕慢するを得され。〔老 021〕

022 道學 人をして弟子を輕慢せしむるを得され。

023 道學 口に善くして心に陰惡を懷くを得され。〔三 057〕

024 道學 人をして口に善くして心に陰惡を懷かしむるを得され。

025 道學 人の過惡を説くを得され。〔三 058〕

026 道學 人をして人の過惡を説かしむるを得され。

027 道學 七寶〔四〕を重積し四輩〔五〕に散施せざるを得され。〔三 064〕

028 道學 人をして七寶を重積し四輩に散施せざらし

むるを得され。

029 道學 人の錢財雜物の己の重擔〔七〕と爲らんと樂ふを得され。〔三 065〕

030 道學 人をして人の錢財雜物の己の重擔と爲らんと樂はしむるを得され。

【注釈】

(一)「老君說一百八十戒」五葉表に「第二十一戒者、不得輕慢弟子、邪龍以亂真」とある。

(二)『三元品戒功德輕重經』二四葉表、第五七条に「學者及百姓子、口善心惡之罪」とある。

(三)『三元品戒功德輕重經』二四葉表、第五八条に「學者及百姓子、説人過惡之罪」とある。

(四)七寶：仏教語。金・銀・瑠璃・玻瓈・磲・赤珠・碼碯といった財宝。『佛說阿彌陀經』T 一二、三四六cに「又舍利弗、極樂國

土、有七寶池。八功德水、充滿其中。池底純以金沙布地、四邊階道、金・銀・琉璃・玻瓈合成。上有樓閣、亦以金・銀・琉璃・玻瓈・碑磬・赤珠・碼瑙、而嚴飾之」とある。

(五) 四輩 ……道学の集団と外部の信徒を指すか。

仏典中では、比丘・比丘尼・清信士・清信女の四者を指す。『正法華經』卷三、T九、八一b「佛亦如是、先現小乘一時悅我、然今最後、普令四輩比丘・比丘尼・清信士・清信女、天上世間一切人民、顯示本宜。」

(六) 『三元品戒功德輕重經』二五葉表、第六四條に「學者及百姓子、積祿重寶不思散施之罪」とある。

(七) 重擔 ……財貨など、悟りの足かせとなる世俗的な富のこと。『出曜經』T四、七五七a「能捨於重擔、更不造重擔、重擔世之苦、能

捨最快樂、能捨於重擔、更不造重擔等者。如人負重擔經過嶮難處、所負既不要世俗不急貨、亦非金銀珍寶車碾馬瑙真珠琥珀、乃是世俗不要之貨。」(卷第二十七 樂品第三十一)又、

『太上洞玄靈寶智慧本願大戒上品經』[SN三四四]一二葉裏には、「太極真人曰、〔中略〕生世無幾、而聚斂財寶、無有足時、為己重擔、福盡罪至、身死名滅、財寶四散也」、『太上洞眞智慧上品大戒』[SN一七七]一五葉裏には「末世僞薄、人情慳貪、唯知聚積、為己重擔、莫能發心作此功德。功既無積、罪穢日生、長遠福堂、沈淪罪門、展轉五道八難之中、一失福世、無有還期、男女相牽、莫識宿命所從而來、見其魂神、甚可痛傷」とある。

(八) 『三元品戒功德輕重經』二五葉表、第六五條に「學者及百姓子、樂人寶物入己之罪」とあ

る。

【通釈】

021 道を学ぶ者は、弟子をばかにしてはならない。

022 道を学ぶ者は、他人に弟子をばかにさせてはならない。

023 道を学ぶ者は、口では良いことを言つてこの内では悪いことを考えてはならない。

024 道を学ぶ者は、他人に口では良いことを言わせこの内では悪いことを考えさせてはならない。

025 道を学ぶ者は、人のあやまちを口にしてはならない。

026 道を学ぶ者は、他人に人のあやまちを口にさせてはならない。

027 道を学ぶ者は、七宝を蓄えて四輩に施さないこ

とはならない。

028 道を学ぶ者は、他人に七宝を蓄えさせ四輩に施させないことはない。

029 道を学ぶ者は、人の金銭や財物を自分の財産とすることを願つてはならない。

030 道を学ぶ者は、他人に人の金銭や財物を自分の財産とすることを願わせてはならない。

(第一条第三〇条訳注 富田絵美)

第三一〜四〇条(三葉表裏)

【正文】

031 道學不得畜刀仗兵器。

032 道學不得教人畜刀仗兵器。

033 道學不得養六畜。

034 道學不得教人養六畜。

035 道學不得金銀器食飲、死厚葬骸骨。

036 道學不得教人金銀器食飲、死厚葬骸骨。

037 道學不得貪樂榮祿。

038 道學不得教人貪樂榮祿。

039 道學不得燒敗世間寸寸之物。

040 道學不得教人燒敗世間寸寸之物。

【訓読】

031 道學 刀仗兵器を畜ふるを得ざれ。(一)

三
067

032 道學 人をして刀仗兵器を畜はへしむるを得ざれ。

033 道學 六畜^(二)を養ふを得ざれ。(三)

三
068
老
008

034 道學 人をして六畜を養はしむるを得ざれ。

035 道學 金銀器もて食飲し、死して骸骨を厚葬^(四)するを得ざれ。(五)

三
072
老
015

036 道學 人をして金銀器もて食飲し死して骸骨を厚

葬せしむるを得ざれ。

037 道學 榮祿^(六)を貪樂するを得ざれ。(七)

三
073
老
148

038 道學 人をして榮祿を貪樂せしむるを得ざれ。

039 道學 世間の寸寸の物^(八)を燒敗するを得ざれ。

九
三
074

040 道學 人をして世間の寸寸の物を燒敗せしむるを得ざれ。

【注釈】

(一) 『三元品戒功德輕重經』二五葉表、第六七条

に「學者及百姓子私畜刀仗兵器之罪」とある。

又、「老君說一百八十戒」六葉表に「第六十二

戒、不得帶刀杖。へ若軍中、不從此律」とある。

る。

(二) 六畜 …牛・馬・豚・羊・鶏・犬を指す。

『雲笈七籤』卷一一八葉表に「大都通忌食六

畜及魚臊肉」(『上清黃庭內景經』梁丘子注釋叙)とあり、その注に「六畜、牛、馬、猪、羊、鷄、犬也」とある。

(三)『三元品戒功德輕重經』二五葉表、第六八条に「學士及百姓子屠割六畜殺生之罪」とある。又、「老君說一百八十戒」三葉表に「第八戒、不得畜猪羊」とある。

(四)厚葬：道家で厚葬を否定する論として、『莊子』列御寇篇に、「莊子將死、弟子欲厚葬之。莊子曰、吾以天地為棺槨、以日月為連壁、星辰為珠璣、萬物為齎送、吾葬具豈不備邪。何以加此。弟子曰、吾恐烏鳶之食夫子也。莊子曰、在上為烏鳶食、在下為螻蟻食、奪彼與此、何其偏也」とある。

(五)『三元品戒功德輕重經』二五葉表、第七二条に「學士及百姓子金銀器食之罪」とある。「老

君說一百八十戒」三葉裏に「第十五戒、不得以金銀器食用」とある。

(六)榮祿：高い秩祿のこと。高位高官を指す。『無上秘要』卷四五・二葉裏、第三七・三八条ともに「榮祿王位」に作る。

(七)『三元品戒功德輕重經』二五葉表、第七三条に「學士及百姓子貪樂榮祿虐政之罪」とある。「老君說一百八十戒」一一葉表に「第一百四十八戒、常當勤避惡處、勿貪祿苟榮利」とある。

(八)世間寸寸之物：世間のわずかな物、とるに足らない物。『無上秘要』卷四五・二葉裏、第三九・四〇条ともに「世間寸土之物」に作る。『要修科儀戒律鈔』卷六・一葉表は「世上土中之物」に作る。

(九)『三元品戒功德輕重經』二五葉裏、第七四条

に「學士及百姓子燒敗見物成功之罪」とある。

【通釈】

031 道を学ぶ者は、刀や杖などの武器をたくわえてはならない。

032 道を学ぶ者は、他人に刀や杖などの武器をたくわえさせてはならない。

033 道を学ぶ者は、六畜を飼つてはならない。

034 道を学ぶ者は、他人に六畜を飼わせてはならない。

035 道を学ぶ者は、金銀の食器を使って飲食したり、亡骸を過剰に手厚く葬つてはならない。

036 道を学ぶ者は、他人に金銀の食器を使って飲食したり、亡骸を過剰に手厚く葬らせてはいけない。

037 道を学ぶ者は、高い禄秩を欲し楽しんではなら

ない。

038 道を学ぶ者は、他人に高い禄秩を欲し楽しませてはならない。

039 道を学ぶ者は、世間のわずかな物でも焼いて毀損してはならない。

040 道を学ぶ者は、他人に世間のわずかな物でも焼いて毀損させてはならない。

第四一〜五〇条（三葉裏〜四葉表）

【正文】

041 道學不得以世間堪食之物投水火中。

042 道學不得教人以世間堪食之物投水火中。

043 道學不得貪世滋味。

044 道學不得教人貪世滋味。

045 道學不得貪食五辛。

046 道學不得教人貪食五辛。

047 道學不得爲草書。

048 道學不得教不爲草書。

049 道學不得以蠱物易人好物。

050 道學不得教人以蠱物易人好物。

【訓読】

041 道學 世間の食らふに堪ふるの物を以て水火の

中に投ずるを得され。(三)

三
075 老
007

042 道學 人をして世間の食らふに堪ふるの物を以て水火の中に投ぜしむるを得され。

043 道學 世の滋味を貪るを得され。(三)

三
076

044 道學 人をして世の滋味を貪らせしむるを得ざれ。

045 道學 五辛(三)を貪食するを得され。

三
077

老
010

046 道學 人をして五辛(四)を貪食せしむるを得され。

(五)

047 道學 草書を爲すを得され。(六)

三
078 老
011

048 道學 人をして草書を爲さしむるを得され。

049 道學 蠱物を以て人の好物に易ふるを得され。

(七)

三
083

050 道學 人をして蠱物を以て人の好物に易へしむるを得され。

【注釈】

(一)『三元品戒功德輕重經』二五葉裏、第七五條に「學士及百姓子以飲食投水中之罪」とある。

「老君說一百八十戒」三葉表に「第七戒、不得以食物擲火中」とある。

(二)『三元品戒功德輕重經』二五葉裏、第七六條に「學士及百姓子貪濁滋味肥華之罪」とある。

(三) 五辛 ……生葱、蒜、薤、韭、葫荽などの五種の刺激のある草。『雲笈七籤』卷一一八葉裏に「大都通忌食六畜及魚臊肉、忌五辛」(『上清黃庭內景經』梁丘子注釋叙)とあり、「五辛」に「生葱、蒜、薤、韭、葫荽也」と注す。伝鳩摩羅什『梵網經』卷下(T二四、一〇〇五b)に、「若佛子不得食五辛、大蒜、茗葱、慈葱、蘭葱、興渠、是五種、一切食中不得食、若故食、犯輕垢罪」とある。

(四) 『三元品戒功德輕重經』二五葉裏、第七七条に、「學士及百姓子貪食五辛之罪」とある。「老君說一百十戒」三葉裏に、「第十戒、不得食大蒜及五辛」とある。

(五) 不得爲草書 ……草書で乱書することを禁ずる。章や符を書く際の戒めとして『陸先生道門科略』[SN一一二七]九葉表に「愚偽道士、

既無科戒可據、無以辯効虛實、唯有誤敗故章、謬脫之符、頭尾不應、不可承奉、而率思臆裁、妄加改易、穢巾垢硯、辱紙汚筆、草書亂畫、羣以酒肉、順口隨意、所索浮辭假語、不依事實、違源背理、干觸考官」とある。『三元品戒功德輕重經』二五葉裏、第七八条に「學士及百姓子草書儀意之罪」とある。又「老君說一百八十戒」三葉裏に、「第十一戒、不得作草書與人」とある。

(六) 『三元品戒功德輕重經』二五葉裏、第八三条に「學士及百姓子~~麤~~物易人好物之罪」とある。

【通釈】

041道を学ぶ者は、世間の食べ物水火の中に投げ捨ててはならない。

042道を学ぶ者は、他人に世間の食べ物水火の中

に投げ捨てさせてはならない。

043 道を学ぶ者は、世間の味のよいものを食ってはならない。

044 道を学ぶ者は、他人に世間の味のよいものを食らせてはならない。

045 道を学ぶ者は、五辛を貪り食してはならない。

046 道を学ぶ者は、他人に五辛を貪り食させてはならない。

047 道を学ぶ者は、草書を書いて「文字を乱して」はならない。

048 道を学ぶ者は、他人に草書を書「いて文字を乱」させてはならない。

049 道を学ぶ者は、粗末な物を他人の上質な物とりかえてはならない。

050 道を学ぶ者は、他人に粗末な物を他人の上質なものととりかえさせてはならない。

第五十一ノ六〇条（四葉表ノ裏）

【正文】

051 道學不得知預軍國事物。

052 道學不得教人知預軍國事物。

053 道學不得設權變謀。

054 道學不得教人設權變謀。

055 道學不得無故見天子王侯。

056 道學不得教人無故見天子王侯。

057 道學不得干知天時、指論星宿。

058 道學不得教人干知天時、指論星宿。

059 道學不得以火燒田野山林。

060 道學不得教人以火燒田野山林。

【訓読】

051 道學 軍國事物を知預するを得され。(二)

三
081

老
016

052 道學 人をして軍國事物を知預せしむるを得され。

053 道學 權を設けて變謀するを得され。

054 道學 人をして權を設けて變謀せしむるを得され。

055 道學 無故にして天子王侯に見ゆるを得され。

三
084

056 道學 人をして無故にして天子王侯に見えしむるを得され。

057 道學 天時を干知して星宿を指論するを得され。

三
087
老
078

058 道學 人をして天時を干知して星宿を指論せしむるを得され。

059 道學 火を以て田野山林を焼くを得され。(四)

三
086
老
014

060 道學 人をして火を以て田野山林を焼かしむるを得され。

【注釈】

(一)『三元品戒功德輕重經』二五葉裏、第八一条に「學士及百姓子評論國事之罪」とある。又「老君說一百八十戒」三葉裏に「第十六戒、不得求知軍國事及占吉凶。」とある。

(二)『三元品戒功德輕重經』二六葉裏、第八四条に「學士及百姓子交關權貴侯王之罪」とある。

(三)『三元品戒功德輕重經』二六葉裏、第八五条に「學士及百姓子妄說天時星宿之罪」とある。

「老君說一百八十戒」六葉左に「第七十八戒、不得上知星文、卜相天時」とある。

(四)『三元品戒功德輕重經』二六葉裏、第八六条

に「學士及百姓子火燒田野山林之罪」とあり、

又「老君說一百八十戒」三葉左に「第十四戒、

不得以火燒田野山林」とある。

【通釈】

051 道を学ぶ者は、軍事や国の情勢について知り関
与してはならない。

052 道を学ぶ者は、他人に軍事や国の情勢について
知り関与させてはならない。

053 道を学ぶ者は、手段を講じて謀略をめぐらせて
はならない。

054 道を学ぶ者は、他人に手段を講じて謀略をめぐ
らさせてはならない。

055 道を学ぶ者は、理由なく天子や王侯などに面会
してはならない。

056 道を学ぶ者は、他人に理由なく天子や王侯など
に面会させてはならない。

057 道を学ぶ者は、日の吉凶知ることを求めて星の
めぐりをあれこれ論じてはならない。

058 道を学ぶ者は、他人に日の吉凶知ることを求め
て星のめぐりをあれこれ論じさせてはならない。

059 道を学ぶ者は、山野を火で焼いてはならない。
060 道を学ぶ者は、他人に山野を火で焼かせてはな
らない。

(第三一条～第六〇条訳注 飯野澄子)

第六一～七〇条(四葉裏～五葉表)

【正文】

061 道學不得無故摘衆草之花。

062 道學不得教人無故摘衆草之花。

063 道學不得親近惡人。

064 道學不得教人親近惡人。

065 道學不得無故伐樹木。

066 道學不得教人無故伐樹木。

067 道學不得人中多語〔言〕^三、參預流俗。

068 道學不得教人人中多語言、參預流俗。

069 道學不得人中獨食。

070 道學不得教人人中獨食。

【校訂】

(一)「語」…原文無し。続く第六八条「道學不得教人

人中多語言、參預流俗」および『無上秘要』卷四

五・四葉表、第六七条に「道學不得人中多語言參

豫流俗」、『要修科儀戒律鈔』卷六…一葉表に「不

得人中多語言參流俗」とあるのにより改める。

【訓読】

061 道學 故無くして衆草の花を摘むを得され^二。 三 087

老 019

062 道學 人をして故無くして衆草の花を摘ましむるを得

され。

063 道學 惡人に親近するを得され^三。 三 088 老 017

064 道學 人をして惡人に親近せしむるを得され。

065 道學 故無くして樹木を伐るを得され^三。 三 087 老 018

066 道學 人をして故無くして樹木を伐らしむるを得され。

067 道學 人中に多く語言し流俗に參預するを得され^四。

三 089

068 道學 人をして人中に多く語言し流俗に參預せしむる

を得され。

069 道學 人中に獨り食らふを得され^五。 三 090 老 026

070 道學 人をして人中に獨り食らはしむるを得され。

【注釈】

(一) 『三元品戒功德輕重經』二六葉表、第八七条に「學者及百姓子、斫伐樹木採摘華草之罪」とある。
また「老君說一百八十戒」三葉裏に「第十九戒、不得妄摘草花」とある。

(二) 『三元品戒功德輕重經』二六葉表、第八八条に「學者及百姓子、與惡人交游親近異類之罪」とある。
また「老君說一百八十戒」三葉裏に「第十七戒、不得妄與兵賊爲親」とある。なお九葉表に「第一百十五戒、不得與兵人爲侶」、一四葉表に「第一百七十九戒、若行無居家可投、便止宿樹木巖石間、諷誦一百八十戒文神、自營衛汝三重、兵賊鬼虎不敢近汝、不得少有怠慢」ともある。

(三) 『三元品戒功德輕重經』二六葉表、第八七条に「學者及百姓子、斫伐樹木採摘華草之罪」とある。

また「老君說一百八十戒」三葉裏に「第十八戒、不得妄伐樹木」とある。

(四) 『三元品戒功德輕重經』二六葉表、第八九条に「學者及百姓子、交關流俗華競罪」とある。

(五) 『三元品戒功德輕重經』二六葉表、第九〇条に「學者及百姓子、在人中獨食不思飢餒之罪」とある。
また「老君說一百八十戒」四葉表に「第二十六戒、不得獨食」とある。周囲の人々に食物を分け与えず独占することへの戒めと考えられる。

【通釈】

061道を学ぶ者は、理由もなく様々な草花を摘んではならない。

062道を学ぶ者は、他人に理由もなく様々な草花を摘ませるはならない。

063道を学ぶ者は、惡人と親しくなつてはならない。

064 道を学ぶ者は、他人に悪人と親しくならせてはならない。
い。

065 道を学ぶ者は、理由もなく木を切ってはならない。

066 道を学ぶ者は、他人に理由もなく木を切らせてはならない。
ない。

067 道を学ぶ者は、人前で多く喋り世俗の人々と一緒にな
ってはいけない。

068 道を学ぶ者は、他人に人前で多く喋り世俗の人々と一
緒にならせてはならない。

069 道を学ぶ者は、人々の中で自分だけ食べることがあつ
てはならない。

070 道を学ぶ者は、他人に人々の中で自分だけ食べさせて
はならない。

【正文】

071 道學不得預世間婚姻事。

072 道學不得教人預世間婚姻事。

073 道學不得習世間妓樂。

074 道學不得教人習世間妓樂。

075 道學不得泄人陰惡私鄙。

076 道學不得教人泄人陰惡私鄙。

077 道學不得妄求窺人書疏。

078 道學不得教人妄求窺人書疏。

079 道學不得與女人獨語獨行。

080 道學不得與女人同行、行必有宗。

【訓読】

071 道學 世間の婚姻の事に預かるを得ざれ。

老
028

三
091

072道學 人をして世間の婚姻の事に預からしむるを得ざれ。

073道學 世間の妓樂を習ふを得され^(一)。 三〇九二 老〇三〇

074道學 人をして世間の妓樂を習はしむるを得され。

075道學 人の陰惡私鄙を泄らすを得され^(三)。 三〇九五 老〇三二

076道學 人をして人の陰惡私鄙を泄らさしむるを得され。

077道學 妄りに人の書疏を窺はんと求むるを得され^(四)。

三〇九七 老〇一〇三

078道學 人をして妄りに人の書疏を窺はんと求めしむるを得され。

079道學 女人と獨語獨行するを得され^(五)。 三〇九八

080道學 女人と同行するを得され、行くに必ず宗^(六)有れ

^(七)。 老〇一六

【注釈】

(一)『三元品戒功德輕重經』二六葉表、第九一条に「學

者及百姓子、與世間破人婚姻之罪」とある。また「老君說一百八十戒」四葉表に「第二十八戒、不得破人婚姻事」とあり、六葉裏には「第八十戒、不得淫佚佗婦別離夫妻」ともある。

(二)『三元品戒功德輕重經』二六葉表、第九一条に「學者及百姓子、放蕩世間妓樂之罪」とある。また「老君說一百八十戒」四葉表に「第三十戒、不得自習妓樂」とある。なお、『無上秘要』卷四五・四葉裏では

「妓樂」を「伎樂」に作る。

(三)『三元品戒功德輕重經』二六葉表、第九五条に「學者及百姓子、泄露人陰惡私鄙之罪」とある。また「老君說一百八十戒」四葉裏に「第三十二戒、不得言人陰私」、「第三十一戒、不得言人惡事、猜疑百端」とある。

(四)『三元品戒功德輕重經』二六裏表、第九七条に「學者及百姓子、窺人書疏察微之罪」とある。また「老

君説一百八十戒」八葉表に「第一百三戒、不得妄發
讀人書」とある。なお『無上秘要』卷四五・四葉裏
では「窺」を「視」に作る。

(五)『三元品戒功德輕重經』二六葉裏、第九八条に「學者及百姓子、與女人獨行獨語之罪」とある。また「獨行」に関わる戒文として「老君説一百八十戒」一〇葉表に「第一百三十六戒、不得獨行、行與人俱」とある。

(六)宗：『觀身大戒文』五葉裏、第八四条に「道學不得説人祖宗善惡」、六葉表、第八八条に「道學不得親宗族」、六葉表、第八九戒に「道學不得踈異姓」とあり、血縁關係に言及する戒文がこの後に複數続くことから、ここでは「宗人」の意で解釈した。

(七)『無上秘要』卷四五には対応する戒文がないが、『要修科儀戒律鈔』卷六二・二葉表には「不得與女人同行行必有宗」とある。「老君説一百八十戒」一二

葉裏には「第二百六十一戒、不得與女人同行」とある。

【通釈】

071道を学ぶ者は、世俗の人々の結婚に関与してはならない。

072道を学ぶ者は、他人を世俗の人々の結婚に関与させてはならない。

073道を学ぶ者は、世俗の芸者の奏でる音楽に馴染んではならない。

074道を学ぶ者は、他人を世俗の芸者の奏でる音楽に馴染ませてはならない。

075道を学ぶ者は、人の隠れた秘密や卑しいことをもらしてはならない。

076道を学ぶ者は、他人に人の隠れた秘密や卑しいことをもらさせてはならない。

077 道を学ぶ者は、むやみに人の手紙を覗き見することを求めはならない。

078 道を学ぶ者は、他人にむやみに人の手紙を覗き見することを求めさせてはならない。

079 道を学ぶ者は、女人と独りで語ったり同行したりしてはならない。

080 道を学ぶ者は、女人と同行してはならず、行く時は必ず同じ宗族の者を伴わなければならない。

第八一〜八九条（五葉裏〜六葉表）

【正文】

081 道學不得與女人同座男女羣居

082 道學不得與女人同食交錯衣物

083 道學不得親教女人。

084 道學不得説人祖宗善惡。

085 道學不得面譽世人。

086 道學不得以毒藥投淵池江海中。

087 道學不得教人以毒藥投淵池江海中。

088 道學不得親宗族。

089 道學不得疎異姓。

【訓読】

081 道學 女人と座を同じくし男女羣居するを得され^(一)。

三〇九

082 道學 女人と食を同じくし衣物を交錯するを得され^(二)。

三一〇

083 道學 親しく女人を教ふるを得され。

084 道學 人の祖宗の善惡を説くを得され^(三)。

三〇九

老〇三三

085 道學 面して世人を譽むるを得され^(四)。

三〇九

老〇三三

086 道學 毒藥を以て淵池江海の中に投ずるを得され^(五)。

三107

老036

087 道學 人をして毒藥を以て淵池江海の中に投ぜしむるを得され。

088 道學 宗族に親しむを得され。

老037

089 道學 異姓を疎んずるを得され。

【注釈】

(一)『三元品戒功德輕重經』二六葉裏、第九九条に「學者及百姓子、男女羣居之罪」とある。なお「老君說一百八十戒」一〇葉裏に「第二百三十九戒、不得帶女人入山、皆應別岐異室」、一二葉裏に「第一百六十二戒、不得與男女冥室中共語」、同じく「第一百六十四戒、凡男女不得共坐食飲交手授受」とあるのが参照される。

(二)『三元品戒功德輕重經』二六葉裏、第一〇〇条に「學者及百姓子、男女共食交錯衣物之罪」とある。

「老君說一百八十戒」一二葉裏に「第一百六十四戒、凡男女不得共坐食飲交手授受」とあるのが参照される。なお『無上秘要』卷四五・五葉表及び『要修科儀戒律抄』一葉表では「錯」を「借」に作る。

(三)『三元品戒功德輕重經』二六葉裏、第九四条に「學者及百姓子、説人尊上過惡之罪」とある。なお二三葉表三七戒に「學者及百姓子、惡口赤舌之罪」ともある。「老君說一百八十戒」四葉裏には「第三十三戒、不得説人父母本末善惡」とある。なお『無上秘要』卷四五・五葉表では「祖宗」を「祖父母」に作る。また、第八四条と第八五条の間に「道學不得教人説人祖父母善惡」の戒文があり、これ以降は各戒の条数が『觀身大戒文』とは一つずつずれる。

(四)『三元品戒功德輕重經』二六葉表、第九三条に「學者及百姓子、面譽世人陰毀善人之罪」とある。また「老君說一百八十戒」四葉裏に「第三十四戒、不得

面譽人屏處論人惡」とある。

(五)『三元品戒功德輕重經』二七葉表、第一〇七条に「學者及百姓子、毒藥投水傷生之罪」とある。また「老君說一百八十戒」四葉裏に「第三十六戒、不得以毒藥投淵池江海中」とある。

(六)『無上秘要』卷四五・五葉裏においては第八八戒の「親」を「疎」、第八九戒の「疎」を「親」に作り、底本とは反対に宗族をうとんじて異姓に親しむことを戒めている。『三元品戒功德輕重經』二七葉裏、第一〇六条もこれと同じ主旨で「學者及百姓子、疎宗族親異姓之罪」とする。一方、「老君說一百八十戒」四葉裏には「第三十七戒、不得獨與宗族為親」とあり、『要修科儀戒律鈔』二葉表にも「不得親宗族」、「不得疎異姓」とある。ここでは「老君說一百八十戒」からの影響を想定し、宗族のみに親しんで異姓を遠ざけることへの戒めとして解釈する。

【通釈】

081道を学ぶ者は、女人と席を共にし男女が群れ集まってはならない。

082道を学ぶ者は、女人と共に食事し衣服や持ち物を一緒にしたり貸し借りしたりしてはならない。

083道を学ぶ者は、女人を直接教えてはならない。

084道を学ぶ者は、人の家の祖先の善惡を論じてはならない。

085道を学ぶ者は、世俗の人を面と向かつて誉めちぎってはならない。

086道を学ぶ者は、毒藥を淵や池、川や海等の水中に投げ込んではならない。

087道を学ぶ者は、他人に毒藥を淵や池、川や海等の水中に投げ込ませてはならない。

088道を学ぶ者は、自分の宗族の者と「ばかり」親しんで

はならない。

089 道を学ぶ者は、「同族を重んじるあまり」宗族外の者を疎んじてはならない。

(第六一条〜第八九条訳注 吉澤明希)

第九〇〜九七条(六葉表)

【正文】

- 090 道學不得教人落子傷胎。
091 道學不得教人離別家室。
092 道學不得因恨報怨。
093 道學不得淫愛弟子。
094 道學不得妄聚集人衆。
095 道學不得教人妄聚集人衆。
096 道學不得投書(讃)〔譜〕(二)世人。

097 道學不得教人投書(讃)〔譜〕(三)世人。

【校訂】

(一) 譜 …… 原文は「讃」に作る。『無上秘要』卷四十五…六葉表、第九九条に「道學不得投書譜世人」、『要修科儀戒律鈔』卷六…二葉表および「老君說一百八十戒」五葉表(第四三条)には共に「第四十三戒、不得投書譜人」、『三元品戒功德輕重經』二七葉表、第一一〇条に「學者及百姓子、投書譜人之罪」とあることから「譜」(譜の本字)に改める。

(二) 譜 …… 原文は「讃」に作る。前項参照。『無上秘要』卷四五…六葉表、第一〇〇条には「道學不得教人投書譜世人」とあり、やはり「譜」に作る。「譜」(譜の本字)に改める。

【訓読】

090 道學 人をして子を落とし胎を傷つけしむるを得

ざれ。(二) 老 013 三 105

091 道學 人をして家室と離別せしむるを得ざれ。(三)

三 104 老 041

092 道學 恨みに因りて怨みに報いるを得ざれ。(三)

老 169

093 道學 弟子を淫愛するを得ざれ。(四) 三 108

老 081

094 道學 妄りに人衆を聚集するを得ざれ。(五) 三 109

老 155

095 道學 人をして妄りに人衆を聚集せしむるを得ざれ。

096 道學 書を投じて世人を譖るを得ざれ。(六) 三 110

老 043

097 道學 人をして書を投じて世人を譖らしむるを得

ざれ。

【注釈】

(一)『無上秘要』卷四五…五葉裏第九一条には、「教人」の二字が無い。『三元品戒功德輕重經』二七葉表、第一〇五条に、「學者及百姓子、落子傷胎之罪」とあり、「老君說一百八十戒」三葉裏に、「第十三戒、不得以藥落去子」とある。また『要修科儀戒律鈔』卷六…二葉表に、「不得落子傷胎」とある。述べていることはすべて同様である。ただ、『觀身大戒文』は使役形に作っており、そのことは留意すべきである。

(二)『三元品戒功德輕重經』二七葉表、第一〇四条に「學者及百姓子、離別家室之罪」とあり、「老君說一百八十戒」五葉表に、「第四十一戒、

不得別離他人家口」とある。

(三)『老君說一百八十戒』一三葉表に、「第一百六十九戒、若人以惡向汝、汝重以善往報之、不得怨尤」とある。『三元品戒功德輕重經』二六葉裏、第一〇三条に「學者及百姓子、因公報冤之罪」とあるのは、やや趣旨が外れるものの、やはり『老子』の「怨みに報ゆるに徳を以てす」(通行本第六三章)の精神を反映していることは認められよう。『無上秘要』卷四五・五葉裏には、本条の次(九四条)に「道學不得教人因恨報怨」とする一条がある。なお、『觀身大戒文』一一葉裏、第一九六条に「道學人施惡於己、已受惡、不得有怨」、同じく第一九七条に「道學不得懷怨恚報於人」とあり、趣旨が重複する。

(四)『無上秘要』卷四五・五葉裏、第九五条には、

「淫愛」を「輕凌」に作る。『三元品戒功德輕重經』二七葉表、一〇八条に「學者及百姓子、匿愛弟子之罪」とあり、「老君說一百八十戒」七葉表に「第八十一戒、不得視弟子偏頗、視弟子當如其子」とある。また、四葉表に「第二十一戒、不得輕慢弟子、邪寵以亂真」とある。なお、『無上秘要』卷四五・五葉裏には、本条の次(第九六条)に「道學不得教人輕凌弟子」の一条あり。

(五)『三元品戒功德輕重經』二七葉表、第一〇九条に「學者及百姓子、聚集人衆之罪」とあり、「老君說一百八十戒」一二葉表に、「第一百五十五戒、常時無事、不得多聚會人衆、飲食狼藉」とある。

(六)『三元品戒功德輕重經』二七葉表、第一一〇条に「學者及百姓子、投書譖人之罪」とあり、

「老君説一百八十戒」五葉表に、「第四十三戒、不得投書譜人」とある。『要修科儀戒律鈔』卷六・二葉表には、「不得投書譜世人」とある。

【通釈】

090 道を学ぶ者は、他人に子供を捨てて墮胎させてはならない。

091 道を学ぶ者は、他人に夫婦を別れさせてはならない。

092 道を学ぶ者は、憎しみによって人の恨みに報いてはならない。

093 道を学ぶ者は、節度無く弟子を偏愛してはいけない。

094 道を学ぶ者は、むやみに人々を集めてはならない。

095 道を学ぶ者は、他人にむやみに人々を集めさせ

てはならない。

096 道を学ぶ者は、書状を届けて世俗の人を誹謗中傷してはならない。

097 道を学ぶ者は、他人に書状を届けて世俗の人を誹謗中傷させてはならない。

第九八〜一〇七条（六葉裏）

【正文】

098 道學不得自貴。

099 道學不得教人自貴。

100 道學不得自驕。

101 道學不得教人自驕。

102 道學不得自是用性。

103 道學不得教人自是用性。

104 道學不得妄多忌諱。

105 道學不得教人妄多忌諱。

106 道學不得希望人物。

107 道學不得教人希望人物。

【訓読】

098 道學 自ら貴としとするを得ざれ。(二) 三 102 老 045

099 道學 人をして自ら貴としとせしむるを得ざれ。

100 道學 自ら驕るを得ざれ。(三) 三 102 老 046

101 道學 人をして自ら驕らしむるを得ざれ。

102 道學 自らはとし性を用ふを得ざれ。(三) 三 111

老 044

103 道學 人をして自らはとし性を用ひしむるを得ざれ。

104 道學 妄りに忌諱を多くするを得ざれ。(四) 三 112

老 120 老 119

105 道學 人をして妄りに多く忌諱せしむるを得ざれ。

106 道學 人の物を希望するを得ざれ。(五) 三 113

老 052

107 道學 人をして人の物を希望せしむるを得ざれ。

【注釈】

(一) 『三元品戒功德輕重經』二六葉裏、第一〇二

条に「學者及百姓子、自貴驕逸之罪」とあり、

「老君說一百八十戒」五葉表に「第四十五戒、

不得自貴」とある。

(二) 『三元品戒功德輕重經』二六葉裏、第一〇二

条に「學者及百姓子、自貴驕逸之罪」とあり、

「老君說一百八十戒」五葉表に「第四十六戒、

不得自驕」とある。前注と照らし合わせると、

もともと天師道の「老君說一百八十戒」では

第四五と四六の二条あったものを、靈寶經の

『三元品戒功德輕重經』では第一〇二条に一本化し、それがこの上清經の『觀身大戒文』では再び二分された老君戒の面目を取り戻す結果になっている様子が窺われる。『觀身大戒文』の編者は『三元品戒功德輕重經』のみを参照したのではなく、『三元品戒功德輕重經』が基づいたであろう老君戒をも併せて参照している可能性が高い。

(三) 自是用性：自分を正しいとし、生まれ持った才を過信すること、うぬぼれて自己の才を誇ることを、自用。「老君說一百八十戒」に「第四十四戒、不得自用」とあるのを参照。『礼記』中庸「愚而好自用」。『三元品戒功德輕重經』二七葉表、第一一一一条に「學者及百姓子、自恃用性之罪」とある。

(四) 『三元品戒功德輕重經』二七葉表、第一一二

条に「學者及百姓子、妄作忌諱之罪」とあり、「老君說一百八十戒」九葉表に「第一百二十戒、不得自多忌諱」とある。また、『無上秘要』卷四五・六葉表、第一〇七条及び『要修科儀戒律鈔』二葉表は共に「不得為世間妄多忌諱」とする。

(五) 『三元品戒功德輕重經』二七葉表、第一一三条に「學者及百姓子、希人事物之罪」とあり、「老君說一百八十戒」五葉裏に「第五十二戒、不得希望人物」とある。

【通釈】

098 道を学ぶ者は、自分自身を尊いとしてはならない。
099 道を学ぶ者は、他人に自分自身を尊いとさせてはならない。

100 道を学ぶ者は、おごり高ぶってはならない。

101 道を学ぶ者は、他人におごり高ぶらせてはならない。

102 道を学ぶ者は、自分を正しいとし、生まれ持った才を過信してはならない。

103 道を学ぶ者は、他人に自分を正しいとし、生まれ持った才を過信させてはならない。

104 道を学ぶ者は、むやみに禁忌を設けてはならない。

105 道を学ぶ者は、他人にむやみに禁忌を設けさせてはならない。

106 道を学ぶ者は、人の財物を望んではならない。

107 道を学ぶ者は、他人に人の財物を望ませてはならない。

第二〇八、一一六条（七葉表）

【正文】

108 道學不得竭陂池。

109 道學不得教人竭陂池。

110 道學不得評論師友才思長短。

111 道學不得輕慢經書、訾毀法言。

112 道學不得教人輕慢經書、訾毀法言。

113 道學不得薄賤老病。

114 道學不得教人薄賤老病。

115 道學不得棄薄乞人。

116 道學不得教人棄薄乞人。

【訓読】

108 道學 陂池（二）を竭くすを得ざれ。（二）
老 053 老 134

109 道學 人をして陂池を竭くさしむるを得ざれ。

110 道學 師友の才思の長短を評論するを得ざれ。（二）

三 114
老 054

111 道學 經書を輕慢し、法言を訾毀するを得され。

(四)
三
115
老
056

112 道學 人をして經書を輕慢し、法言を訾毀せしむるを得され。

113 道學 老病を薄賤するを得され。(五)
三
116
三
057

114 道學 人をして老病を薄賤せしむるを得され。

115 道學 乞人を棄薄するを得され。(六)
三
117

116 道學 人をして乞人を棄薄せしむるを得され。

【注釈】

(一) 陂池 …人工的に作られたダム型の貯水池。

村松弘一「漢代淮北平原の地域開発…陂の建設と澤」(『東洋文化研究』八、二〇〇六年)

参照。

(二) 「老君說一百八十戒」五葉裏に「第五十三戒、不得竭水澤」、一〇葉表に「第一百三十四戒、

不得妄開決陂湖」とある。

(三) 『三元品戒功德輕重經』二七葉裏、第一一四

条に「學者及百姓子、評論師友長短之罪」と

あり、また「老君說一百八十戒」五葉裏には、

「第五十四戒、不得評論師長」とある。なお、

『無上秘要』卷四五…六葉裏には本条の次

(第一一四條)に「道學不得教人評論師友才

思長短」の一條あり。

(四) 『三元品戒功德輕重經』二七葉裏、第一一五

条に「學者及百姓子、輕慢經教法言之罪」と

あり、「老君說一百八十戒」五葉裏に、「第五

十六戒、不得輕慢經教」とある。

(五) 『三元品戒功德輕重經』二七葉裏、第一一六

条に「學者及百姓子、薄賤他人老病之罪」、

「老君說一百八十戒」五葉裏に「第五十七戒、

不得慢老人」とある。

(六)『三元品戒功德輕重經』二七葉裏、第一一七条に「學者及百姓子、棄薄乞人之罪」とある。

【通釈】

108 道を学ぶ者は、貯水池を枯渴させてはならない。
109 道を学ぶ者は、他人に貯水池を枯渴させるようにさせてはならない。

110 道を学ぶ者は、先生や友人の才能や思慮の長所や短所を批評してはならない。

111 道を学ぶ者は、經典を軽んじ侮つて教えの言葉
を非難してはならない。

112 道を学ぶ者は、他人に經典を軽んじ侮つて教え
の言葉を非難させてはならない。

113 道を学ぶ者は、老人や病人を軽んじ卑しんでは
ならない。

114 道を学ぶ者は、他人に老人や病人を軽んじ卑し

ませてはならない。

115 道を学ぶ者は、物乞いを疎んじてはならない。

116 道を学ぶ者は、他人に物乞いを疎んじさせては
ならない。

(第九〇条、第一一六条訳注 長谷川 隆一)

第一一七〜一二六戒（七葉表裏）

【正文】

117 道學不得恃威勢以凌世間。

118 道學不得教人恃威勢以凌世間。

119 道學不得阿黨所親。

120 道學不得教人阿黨所親。

121 道學不得與父母別門異戶。

122 道學不得教人與父母別門異戶。

123 道學不得嘖恚弟子。

124 道學不得嘖責世人。

125 道學不得罵人爲奴婢畜生。

126 道學不得墨奴婢面傷其四體。

【訓読】

117 道學 威勢を恃みて以て世間を凌ぐを得ざれ。(二)

三
118 老
60

118 道學 人をして威勢を恃みて以て世間を凌がしむるを得ざれ。

119 道學 親しむ所に阿黨するを得ざれ。(三) 三
119

老
61

120 道學 人をして親しむ所を阿黨せしむるを得ざれ。

121 道學 父母と門を別ち戸を異にするを得ざれ。(三)

三
120 老
63

122 道學 人をして父母と門を別ち戸を異にせしむる

を得ざれ。

123 道學 弟子を嘖恚するを得ざれ。(四) 三
121 老
64

124 道學 世人を嘖責するを得ざれ。(五) 三
122

125 道學 人を罵りて奴婢畜生と爲すを得ざれ。(六)

老
65

126 道學 奴婢の面に墨し其の四體を傷つくるを得ざれ。(七) 老
67

【注釈】

(一)『三元品戒功德輕重經』二七葉裏、第一一八条に「學者及百姓子乘威勢以凌世人之罪」とある。又「老君一百八十戒」五葉裏に「第六十戒、不得恃威勢以凌人」とある。

(二)『三元品戒功德輕重經』二七葉裏、第一一九条に「學者及百姓子阿黨所親之罪」とある。

「老君一百八十戒」に「第六十一戒、不得阿

黨所親」とある。

(三)『三元品戒功德輕重經』二七葉裏、第一二〇条に「學者及百姓子父母兄弟各別離居之罪」とある。「老君一百八十戒」に「第六十三戒、不得門戶別離居」とある。

(四)『三元品戒功德輕重經』二八葉表、第一二一条に「學者及百姓子瞋恚弟子之罪」とある。「老君一百八十戒」に「第六十四戒、不得起瞋恚」とある。

(五)『三元品戒功德輕重經』二八葉表、第一二二条に「學者及百姓子恚責善人之罪」とある。

(六)「老君一百八十戒」に「第六十五戒、不得罵人作奴婢」とある。

(七)「老君一百八十戒」に「第六十七戒、不得黥奴婢面」とある。

【通釈】

117道を学ぶ者は、權威や勢力を頼みとして世間を侮つてはならない。

118道を学ぶ者は、人に權威や勢力を頼みとして世間を侮らさせてはならない。

119道を学ぶ者は、近親者にへつらいおもねつてはならない。

120道を学ぶ者は、他人に近親者にへつらいおもねらせてはならない。

121道を学ぶ者は、父母と門戸を分けて暮らしてはならない。

122道を学ぶ者は、他人に父母と門戸を分けて暮らさせてはならない。

123道を学ぶ者は、弟子に怒りを抱いてはならない。
124道を学ぶ者は、世のなかの人びとを武装させてはならない。

125 道を学ぶ者は、他人を奴婢、畜生などと罵り呼んで
はならない。

126 道を学ぶ者は、奴婢の顔に入れ墨し、その体を傷
つけてはならない。

第二二七〜一三六戒（七葉裏〜八葉表）

【正文】

127 道學不得快人過失。

128 道學不得教人快人過失。

129 道學不得斂告煩擾世間。

130 道學不得爲世俗人作禮主。

131 道學不得爲人圖山立宅。

132 道學不得占知世間吉凶。

133 道學不得教人占知世間吉凶。

134 道學不得去就背向。

135 道學不得教人去就背向。

136 道學不得與世人羣處。

【訓読】

127 道學 人の過失を快しとするを得ざれ。 (三) 三
131

老
69

128 道學 人をして人の過失を快しとせしむるを得ざ
れ。

129 道學 斂告して世間を煩擾するを得ざれ。

130 道學 世俗の人の爲に禮主 (三) と作るを得ざれ。

(三) 老
76

131 道學 人の爲に山を圖り宅を立つるを得ざれ。 (四)

老
77

132 道學 世間の吉凶を占知せしむるを得ざれ。

133 道學 人をして世間の吉凶を占知せしむるを得ざ

れ。

134 道學 去就背向^(五) するを得され。

135 道學 人をして去就背向せしむるを得され。^(六)

【三
132】

136 道學 世人と羣處するを得され。

【注釈】

(一) 『三元品戒功德輕重經』二八葉裏、第一三二条に「學者及百姓子快人過失之罪」とある。

「老君一百八十戒」に「第六十九戒、不得快人死敗」とある。

(二) 禮主 … 儒家の礼における祭主であろう。

「老君一百八十戒」では「作禮頭主」とする。

(三) 「老君一百八十戒」六葉裏に「第七十六戒、

不復為世俗人作禮頭主」とある。『要修科儀戒

律鈔』卷六に本条に対応する戒条なし。

(四) 「老君一百八十戒」六葉裏に「第七十七戒、不得為人圖山立塚宅起屋」とある。

(五) 去就背向 … 人にそむいたり付いたりで、落ち着きがないこと。『三元品戒功德輕重經』では「去就背向非道」として、去就が定まらず道に悖っている状態とする。

(六) 『三元品戒功德輕重經』二八葉裏、第一三二条に「學者及百姓子去就背向非道之罪」とある。

【通釈】

127 道を学ぶ者は、人の過失を喜んでほならない。

128 道を学ぶ者は、他人に人の過失を喜ばさせてはならない。

129 道を学ぶ者は、苛斂誅求して世間の人を苦しめてほならない。

130 道を学ぶ者は、世間の人の為に「儒家の」礼の祭主となつてはならない。

131 道を学ぶ者は、人のために山の地形を視て墓や屋敷を建ててはならない。

132 道を学ぶ者は、世間の吉凶を占つてはならない。

133 道を学ぶ者は、他人に世間の吉凶を占わせてはならない。

134 道を学ぶ者は、去就に常がないようであつてはならない。

135 道を学ぶ者は、他人に去就に常がないようにさせてはならない。

136 道を学ぶ者は、世俗の人々と群れ集つてはならない。

【正文】

137 道學不得無故見貴人。

138 道學不得乘車載馬。

139 道學不得奪人所欲。

140 道學不得騁馳流俗、求競世間。

141 道學不得慶弔世間、求悅衆人。

142 道學不得掩他人之功名爲己德。

【訓読】

137 道學 故無くして貴人に見ゆるを得され。

138 道學 車に乗り馬に載るを得され。

139 道學 人の欲する所を奪ふを得され。 (三) 135

140 道學 流俗に騁馳し世間と競うを求むるを得され。

(三) 136
老 83

第一三七、一四二戒（八葉右、左）

141 道學 世間に慶弔し、衆人を悦ばさんと求むるを

得され。

三
137

142 道學 他人の功名を掩い己の徳と爲すを得され。

(四)
三
138

老
85

【注釈】

(一) 『三元品戒功德輕重經』二八葉裏、第一三五条に「學者及百姓子奪人所好之罪」とある。

(二) 『三元品戒功德輕重經』二八葉裏、第一三六条に「學者及百姓子馳騁流俗求競世間之罪」とある。「老君一百八十戒」七葉右に「第八十三戒、不得騁馳世俗、吊問死喪。宜密哀恤之」とある。

(三) 『三元品戒功德輕重經』二八葉裏、第一三七条に「學者及百姓子慶弔世間求悅衆人之罪」とある。

(四) 『三元品戒功德輕重經』二八葉裏、第一三八

条に「學者及百姓子認他人之功以爲己徳之罪」とある。「老君一百八十戒」七葉右に「第八十五戒、不得敗人成功、言是己徳」とある。

【通釈】

137 道を学ぶ者は、理由なく身分の貴い人と会つてはならない。

138 道を学ぶ者は、車や馬に乗つてはならない。

139 道を学ぶ者は、人の欲しがっているものを奪つてはならない。

140 道を学ぶ者は、世事に奔走して世俗の人々と競い争つてはならない。

141 道を学ぶ者は、世俗の人々に慶賀や弔問の挨拶をして彼らの歓心を買つてはならない。

142 道を学ぶ者は、人々の功績を隠して自分の徳としてはならない。

第一四三、一五一条（八葉裏、九葉表）

【正文】

- 143 道學不得臥寢金寶雕牀。
144 道學不得與名人飲食好惡。
145 道學不得驚懼百姓、妄說（哀）〔衰〕（二）厄。
146 道學不得驚懼鳥獸、促以窮地。
147 道學不得妄驚怖老小。
148 道學不得輕凌官長有司。
149 道學不得預世間論議曲直。
150 道學不得施惠追忤。
151 道學不得遊遨无度。

【校訂】

（一）衰 …… 底本は「哀」に作る。『無上秘要』卷四五…八葉裏、第一五三条および『要修科儀戒律鈔』卷六…三葉表には共に「不得驚怖百姓妄說衰厄」とあり、『三元品戒功德輕重經』三〇葉表、第一四〇条には「學者及百姓子驚百姓衰厄之罪」とあるのにより、「衰」に改める。

【訓読】

- 143 道學 金寶の彫牀に臥寢するを得ざれ。（二）老 086
144 道學 人の飲食好惡を與に名づくるを得ざれ。（三）
145 道學 百姓を驚懼せしめ、妄りに衰厄（三）を説くを得ざれ。（四）三 139 老 090 老 133
146 道學 鳥獸を驚懼せしめ、促すに窮地に以てするを得ざれ。（四）三 140 老 089

を得され。(五)

三
141
老
132

147 道學 妄りに老小を驚怖せしむるを得され。(六)

三
142

148 道學 官長有司を輕凌するを得され。(七)

三
143

149 道學 世間の曲直を論議するに預かるを得され。

(八)
三
144
老
093

150 道學 惠を施して追忝するを得され。(九)

三
146

151 道學 遊遨して度无きを得され。(一〇)

三
148

老
070

老
096

【注釈】

(一) 卧寢金寶雕牀 …… 貴金屬や宝石で飾り付けられた寢台に臥せるの意。「老君說一百八十戒」七葉表に「第八六戒、不得擇好室舍好牀卧息」とある。贅沢な寢台を禁じる点で仏教の沙弥戒(『四分律』卷三四:T二二、八一〇

bに「盡形壽不得高廣大床上坐」と似る。

(二) 與名人飲食好惡 …… 「與名」は共に名ざす意。他人の飲食の好き嫌いに關して、弟子などと共に名指しして論評するの意。『三元品戒功德輕重經』三〇葉表、第一三九条に「學者及百姓子、言人飲食好惡之罪」、「老君說一百八十戒」七葉裏に「第九十戒、不得擇人飲食爲好惡說」、同一〇葉表「第一百三十三戒、不得向弟子評論人家食飲善惡」とあるのを参照。

(三) 衰厄 …… 星辰年月日などの巡り合わせの惡さから、人家に降りかかる衰運の災厄。『眞誥』卷七…一六葉裏に「人家有疾病、死喪、衰厄、光恠、夢悟、錢財滅耗、可以禳厭。唯應分解冢訟墓注爲急。不能解釋、禍方未已。右保命答許長史」(甄命授第三)とある。

(四) 『三元品戒功德輕重經』三〇葉表、第一四〇

条に「學者及百姓子、驚懼百姓哀厄之罪」とある。「老君說一百八十戒」七葉裏に「第八十九戒、不得驚怛、令人恐怖」とある。なお『無上秘要』卷四五・八葉裏は、本条の次に「道學不得教人驚懼百姓、妄說衰厄」の一条あり。

(五)『三元品戒功德輕重經』三〇葉表、第一四一条に「學者及百姓子、驚懼鳥獸、促著窮地之罪」とある。「老君說一百八十戒」一〇葉表に「第一百三十二戒、不得驚鳥獸」とある。

(六)『三元品戒功德輕重經』三〇葉表、第一四二条に「學者及百姓子、驚怖老少之罪」とある。

(七)『三元品戒功德輕重經』三〇葉表、第一四三条に「學者及百姓子、輕凌官長有司之罪」とある。

(八)『三元品戒功德輕重經』三〇葉表、第一四四

条に「學者及百姓子、論議世間曲直之罪」とある。「老君說一百八十戒」七葉裏に「第九十三戒、不得預人間論議曲直事」とある。

(九)施惠追忒 ……施をしておきながら後になつて惜しむ意。「忒」は「吝」の俗字。『三元品戒功德輕重經』三〇葉表、第一四六条に「學者及百姓子、施惠追吝之罪」とある。

(一〇)『三元品戒功德輕重經』三〇葉表、第一四七条に「學者及百姓子、遊邀无度之罪」、また「老君說一百八十戒」七葉裏に「第九十六戒、不得輕行妄遊、日月馳騁」とある。この戒条は『老子』『馳騁田獵令人心發狂』（通行本第一章）の思想を踏まえるといえよう。

【通釈】

143 道を学ぶ者は、金や宝石をあしらった寝台で寝

てはならない。

144 道を学ぶ者は、他人の食べ物飲み物の好き嫌いに
ついて人と論評してはならない。

145 道を学ぶ者は、世の人々を驚き恐れさせ、むやみに
衰運に見舞われているなどと言つてはならない。

146 道を学ぶ者は、鳥や獣を驚き恐れさせ、逃げよ
うのない場所に追い詰めてはならない。

147 道を学ぶ者は、むやみに老人や若い者を恐怖さ
せてはならない。

148 道を学ぶ者は、官吏の長や役人を軽んじ侮つて
はならない。

149 道を学ぶ者は、世俗でおこなわれる事の是非の
議論に関与してはならない。

150 道を学ぶ者は、恩恵を施しておきながら後にな
つて物惜しみをしてはならない。

151 道を学ぶ者は、限度無しに遊び暮らしてはなら
ない。

第一五二〜一六一条（九葉表〜裏）

【正文】

152 道學不得妄登高樓。

153 道學不得籠飛鳥走獸。

154 道學不得塞井及溝池。

155 道學不得快人家喪禍。

156 道學不得以棘橫人行道。

157 道學不得教人以棘橫人行道。

158 道學不得祠祀神祇。

159 道學不得教人祠祀神祇。

160 道學不得向神鬼禮拜。

161 道學不得教人向神鬼禮拜。

れ。

【訓読】

152 道學 妄りに高樓に登る(一)を得ざれ。

153 道學 飛鳥走獸を籠ふるを得ざれ。(三) 三 149

老 098

154 道學 井及び溝池を塞ぐを得ざれ。(三) 老 101

155 道學 人家の喪禍を快しとするを得ざれ。(四) 三 150

156 道學 棘を以て人の行道に横たふるを得ざれ。(五)

三 151 老 110

157 道學 人をして棘を以て人の行道に横たはらしむるを得ざれ。

158 道學 神祇を祠祀するを得ざれ。(六) 老 118

159 道學 人をして神祇を祠祀せしむるを得ざれ。

160 道學 神鬼に向ひて禮拜するを得ざれ。(七) 三 152

老 113

161 道學 人をして神鬼に向ひて禮拜せしむるを得ざ

【注釈】

(一)『三元品戒功德輕重經』三〇葉表、第一四八条に「學者及百姓子、登高岡下之罪」とある。

この戒条は前条が『老子』に基づくと思われることも相まつて、やはり『老子』「衆人熙熙、如享大年、如春登臺」(通行本第二〇章)を想起させる。

(二)『三元品戒功德輕重經』三〇葉裏、第一四九条に「學者及百姓子、牢籠飛鳥走獸之罪」とある。又「老君說一百八十戒」八葉表に「第九十八戒、不得籠罩鳥獸」とある。なお『無上秘要』卷四五・九葉表には、本条の次に「道學不得教人籠飛鳥走獸」の一条あり。

(三)「老君說一百八十戒」八葉表に「第一百一戒、

不得塞池井」とある。

(四)『三元品戒功德輕重經』三〇葉裏、第一五〇条に「學者及百姓子、快人喪禍之罪」とある。

(五)以棘橫人行道 ……茨などの障害物を人が通る道に横たえる意。『三元品戒功德輕重經』三

〇葉裏、第一五一條に「學者及百姓子、以棘〔横〕人行道之罪」とある。又「老君說一百八十戒」八葉裏に「第一百十戒、不得施槍棘著道中」とある。『無上秘要』卷四五…九葉表は、「棘」の下に「刺」字を増す。(『要修科儀戒律鈔』卷六…三葉表の文字は『觀身大戒文』本条に同じ。)

(六)祠祀神祇 ……天神・地祇を祭るの意。「老君說一百八十戒」に「一百十八戒、不得祠祀鬼神以求僥倖」とある。次注を併せて参照のこと。

(七)『三元品戒功德輕重經』三〇葉裏、第一五二

条に「學者及百姓子、拜禮神鬼之罪」とある。

又「老君說一百八十戒」八葉裏に「第一百十三戒、不得向佗神鬼禮拜」とある。他人の神鬼を祀ることを禁ずるのは儒家の礼の基本。

『論語』為政篇「子曰非其鬼而祭之諂也」(鄭注「人神曰鬼。非其祖考而祭之者、是諂以求福也」)、『禮記』曲禮下「非其所祭而祭之、名曰淫祠。淫祠無福」(鄭注「妄祭、神不饗」)、『左伝』僖公伝三一年「鬼神非其族類、不歆其祀」などを参照。そもそも道教(天師道)は鬼神祭祀に対する批判勢力として成長したので、正一盟威之道の基本には、他家の鬼神を祭らないこと、鬼神を祭らないこと等の規定が明記され、祖先祭祀も年間に特定の時期を限って制限された。一例として五世紀『三

天内解經』卷上に三天正法の内容を列挙するうち、六葉表裏に「不妄淫祀他鬼神。使鬼不飲食。…民人唯聽五臘吉日祠家親宗祖父母、二月八月祠神社竈。自非三天正法諸天真道、皆爲故氣」とあるのを参照。

【通釈】

152 道を学ぶ者は、むやみに高樓に登ってはならない。

153 道を学ぶ者は、「自然に生きる」鳥や獸を捕らえてはならない。

154 道を学ぶ者は、井戸や溜め池を塞いではならない。

155 道を学ぶ者は、他人の家の不幸や災難を喜んではない。

156 道を学ぶ者は、障害物を人の通り道に放置して

はならない。

157 道を学ぶ者は、他人に障害物を人の通り道に放置させてはならない。

158 道を学ぶ者は、祠を建てて天地の神々を祭ってはならない。

159 道を学ぶ者は、他人に祠を建てて天地の神々を祭らせてはならない。

160 道を学ぶ者は、鬼神を礼拝してはならない。

161 道を学ぶ者は、他人に鬼神を拝礼させてはならない。

第一六二～一七〇条（九葉裏～一〇葉表）

【正文】

162 道學不得（裸）〔裸〕（）形三光、妄呵風雨。

163 道學不得換舉人物、不還債主。

164 道學不得折割人財。

165 道學不得勸人爲惡事。

166 道學不得禁人爲善事。

167 道學不得諸天齋（戒）〔日〕^(二)而不齋戒念道。

168 道學不得違歲六齋月中不齋。

169 道學不得違經教、科戒禁律。

170 道學不得爲人作辭訴。

【校訂】

(一) 裸 …… 底本は「裸」(くわん)に作る。字形

の誤り。『無上秘要』は卷四五…九葉裏、第一

七二条および『三元品戒功德輕重經』二九葉

裏、第一五三条に「裸」(ら)に作り、また

『要修科儀戒律鈔』卷六…三表に「裸」(ら)

に作るのにより改める。

(二) 日 …… 底本は「戒」に作る。『無上秘要』卷

四五…九葉裏、第一七七条、『三元品戒功德輕

重經』二九葉裏、第一二五条、および『要修

科儀戒律鈔』卷六…三葉表が「齋日」に作る

のに従い改める。

【訓読】

162 道學 形を三光に裸(あらは)し、妄りに風雨を

呵するを得ざれ^(一)。

三153

三154

老055

163 道學 人の物を換舉して、債主に還さざるを得ざ

れ^(二)。

三155

164 道學 人の財を折割するを得ざれ。

165 道學 人に惡事を爲すことを勸むるを得ざれ^(三)。

三129

166 道學 人に善事を爲すことを禁ずるを得ざれ^(四)。

三130

167 道學 諸天の齋日に齋戒して道を念ぜざるを得ざれ^(五)。
三
125

168 道學 歳の六齋^(六)に違ひて月中に齋せざる^(七)を得ざれ。

169 道學 經教、科戒^(八)、禁律^(九)に違ふを得ざれ。

170 道學 人の爲めに辭訴を作すを得ざれ^(一〇)。
老
127

【注釈】

(一) 『三元品戒功德輕重經』三〇葉裏、第一五三条に「學者及百姓子、裸露三光之罪」、同第一五四条に「學者及百姓子、呵罵風雨之罪」とある。「老君說一百八十戒」五葉裏に「第五十五戒、不得裸形露浴」とある。

(二) 『三元品戒功德輕重經』三〇葉裏、第一五五條に「學者及百姓子、換借不還之罪」とある。

(三) 『三元品戒功德輕重經』二九葉裏、第一二九

條に「學者及百姓子、勸人爲惡之罪」とある。

(四) 『三元品戒功德輕重經』二九葉裏、第一三〇條に「學者及百姓子、禁人作善之罪」とある。

(五) 諸天齋日 … 諸もろの天真が玄都玉京山紫微宮で天文に朝し齋を行う日。『元始五老赤書玉篇真文天書經』「SN二二」卷下によれば、十齋日（下注参照）には、十方のうち、その日に対応する天神たちが、玄都玉京山紫微上宮に会合して齋を奉じ、天文（五篇真文）に朝礼して人鬼の功過の名簿を校録し、さらに三官等の神々に命じて地上の民を巡察させる。これに対応して、人々も齋日には地上で戒を守つて齋を修めて、神々により仙籍に登録されるようにつとめるべきであるとされる。つまり、人の齋日は諸天の齋日なのである。同書卷下…一葉表に「元始靈寶西北天大聖衆至

眞尊神、无極大道、上帝眞皇老人、常以月一日、上會靈寶玄都西北玉山紫微上宮、奉齋朝天文、校地上人鬼功過。其日勅北斗下與三官考召、四部刺姦、周行天下、糾察兆民、條列善惡輕重上言。其日有奉修齋直、不犯科律、三官除罪列名、玄都萬神衛護、得爲種民。犯惡爲非、移名地官」とあるのを参照。

(六)『三元品戒功德輕重經』二九葉表、第一二五条に「學者及百姓子、諸天齋日、而不念道之罪」とある。

(七)六齋 …… 靈寶經では一年のうち、正月・三月・五月・七月・九月・十一月におこなう齋を「歳の六齋」とする。『太極眞人數靈寶齋戒威儀諸經要訣』「SN五三二」一葉表に「正月・三月・五月・七月・九月・十一月、是歳六齋」とある。

(八)月中不齋 …… 月の十齋を行わない。『無上秘要』卷四五・九葉裏は、「不齋」を「十齋」に作る。『太極眞人數靈寶齋戒威儀諸經要訣』一葉表に「一日・八日・十四日・十五日・十八日・二十三日・二十八日・二十九日・三十日、名爲月十齋」とあり、靈寶經では一ヶ月のうち、一日・八日・十四日・十五日・十八日・二十三日・二十八日・二十九日・三十日におこなう齋を「月の十齋」とする。注五参照。

(九)科戒 …… 箇条書きの法として定められたいましめ。罰則が定められている場合がある。学道により守られるべき規則であるが、必ずしも戒經に戒律として説かれた箇条とは限らない。『洞玄靈寶三洞奉道科戒啓始』卷一・八葉表に「凡八十一條罪業因縁科戒、出太上業報因縁經。皆生犯罪目、死經地獄、依科受罪

報」(「罪縁品」)とある。また、同卷二・一二葉裏「一三葉表に、「凡道士、女冠爲綱紀者、須依法奉行、勤宣科戒、教示徒衆。若犯科者、各依法罰、香油鳴鐘禮拜。如再犯不悛、當致重役。若使營修觀內、又彊梁不順者、決以法科。擯還本主、必使愚人向道、不犯科戒。皆當執正、不得偏曲。敗亂科典、違者減算、二千四百」(「度人品」)とある。

(九) 禁律 : 禁止の規定を述べた法。道教では仏教におけるような戒と律の厳密な区別は一般的とはいえない。『赤松子章曆』[「SN六一五」]卷二・二九葉裏に「禁律曰、人身中常有司過之神、隨時上下」、又、『太上九真明科』[「SN一四〇九」]一八葉裏に「四極、以四司之官、總統衆非糺罰之禁律。太真明科以太帝君所受元始天王之玄章上真之儀格」とある。

(一〇)「老君說一百八十戒」九葉裏に「第一百二十七戒、不得爲人作辭訴、和人官事」とある。

【通釈】

162 道を学ぶ者は、三光(日、月、星辰)に身体を曝したり、むやみに雨風を叱りつけてはならない。

163 道を学ぶ者は、他人の持ち物を貸借したまま貸し主に返還しないことがあってはならない。

164 道を学ぶ者は、他人の財物を「勝手に」分割してはならない。

165 道を学ぶ者は、他者に悪事を働くことをすすめてはならない。

166 道を学ぶ者は、他者に善事を働くことを禁止してはならない。

167 道を学ぶ者は、諸天の斎日にあたっては、斎戒

して道を念じ奉らなければならない。

168 道を学ぶ者は、年間の六斎を守らず、月間の

〔十〕斎を怠つてはならない。

169 道を学ぶ者は、經典の教え、科戒や禁律に違反

してはならない。

170 道を学ぶ者は、他者のために訴訟を起こしては
ならない。

第一七一、一八二条（一〇表、裏）

【正文】

171 道學不得唱論人惡。

172 道學不得信人言以悲世間。

173 道學不得笑人頑闇貧窮。

174 道學不得以意増減經戒。

175 道學不得傲慢三寶輕忽天（人）〔尊〕（一）。

176 道學不得勸人謀反君長師父。

177 道學不得勸人不孝父母兄弟。

178 道學不得矯稱自號爲眞人。

179 道學不得信用外道、雜術、邪見、不眞。

180 道學不得衣物盈餘。

181 道學不得強人道學。

182 道學不得无經託學、欺詐人神。

右、觀身戒從第一戒至一百八十、上仙之道。

名玉清智慧下元戒品。

【校訂】

（一）尊 …… 原文は「人」に作る。『無上秘要』卷

四五…一〇葉右、第一八五条および『要修科

儀戒律鈔』卷六…三葉左は共に「尊」に作る。

本条の前半では「三宝」を侮ることを戒める

が、道士にとつて三宝が至高の重要性を有するものであることからすると、後半が「天人」（天に住む者）では釣り合わない。よつて上記二本に従い改める。

【訓読】

171 道學 人の惡を唱論するを得され。(一) 三 127

172 道學 人の言を信じて以て世間を悲（いか）るを得され。

173 道學 人の頑闇にして貧窮なるを笑ふを得され。

(二) 三 128

174 道學 意を以て經戒を増減するを得され。(三)

175 道學 三寶^(四)を傲慢にし天尊を輕忽するを得され。(五) 三 157

176 道學 人に君長師父に謀反することを勸むるを得され。(六) 三 158 老 146

177 道學 人に父母兄弟に孝ならざることを勸むるを得され。(七) 三 159

178 道學 矯（いつは）り稱して自ら號して眞人と爲すを得され。(八) 三 160

179 道學 外道^(九)、雜術、邪見、不眞を信用するを得され。(一〇) 三 161

180 道學 衣物盈餘するを得され。(一一) 三 163 老 163

181 道學 人に道學を強ひるを得され。

182 道學 經无くして學に託（かこつ）けて、人神を欺き詐はるを得され。(一二) 三 162

右、觀身戒第一戒従り一百八十に至る^(一三)、上仙の道^(一四)なり。玉清智慧下元戒品と名づく。

【注釈】

(一) 『三元品戒功德輕重經』二八葉表、第一二七条に「學者及百姓子、論人過惡之罪」とある。

(二)『三元品戒功德輕重經』二八葉表、第一二八

条に「學者及百姓子、笑人（須）〔頑〕闇貧賤之罪」とある。尚、『要修科儀戒律鈔』卷六…

三葉裏には「不得笑人頑闇貧賤」とある。

(三)以意増減經戒 …『無上秘要』卷四五、一

○葉表に「道學、不得以意増減經戒一字、輒添□□□一後生不語中」とあり、条文中に三字分の空白がある。また『要修科儀戒律鈔』卷六、三葉裏には「不得以意増減經戒一字、天司奪筭」とある。

(四)三寶 …三寶洞經。序文注釈(二二) 参照。

もしくは道、經、師を指す。『太上洞玄靈寶本行宿緣經』〔SN 一一一四〕（敦煌本『太極左仙公請問經』卷下）一二葉表に「言三寶者、道寶太上、經寶、師寶、是爲三寶」とある。

(五)『三元品戒功德輕重經』二九葉裏、第一五七

条に「學者及百姓子、傲慢三寶輕忽天尊之罪」とある。

(六)『三元品戒功德輕重經』二九葉裏、第一五八

条に「學者及百姓子、謀人君長師父之罪」とある。「老君說一百八十戒」に「第一百四十六戒、常當勤避嫌疑、不得欺父母、罔君師」とある。

(七)『三元品戒功德輕重經』三〇葉表、第一五九

条に「學者及百姓子、勸人不孝父母兄弟之罪」とある。

(八)『三元品戒功德輕重經』三〇葉表、第一六〇

条に「學者及百姓子、矯稱自異號爲眞人之罪」とある。

(九)外道…魔事を爲し諸々の法を驅使して、

人を邪道に墮落させる修行者たち。賈善翔撰『猶龍伝』〔SN 七七四〕卷四…八葉左、九葉

右に「此諸外道凡九十六種。或男或女、若人非人、能爲魔事。亦祝須髮、烏衣跣足、說種種三昧、種種觀法、等不等法、作諸變怪。種種形像、令人墮落邪道、無有休息」とある。

(一〇)『三元品戒功德輕重經』三〇葉表、第一六一条に「學者及百姓子、信外道雜術邪見之罪」とある。

(一一)『三元品戒功德輕重經』三〇葉表、第一六三条に「學者及百姓子、衣物贏餘不散窮人之罪」とある。「老君說一百八十戒」一二葉裏に「第一百六十三戒、凡衣物不得過畜三通」とある。

(一二)『三元品戒功德輕重經』三〇葉表、第一六二条に「學者及百姓子、無經師託學欺詐神人之罪」とある。

(一三) 実際には、以上は一八二条までであり、

「一百八十」をわずかに超過する。尚、『無上秘要』卷四五…一〇葉裏には「觀身戒從五戒至一百八十、君臣父子之道。名玉清智慧下元誠品」の文があるが、實際、『無上秘要』本の下元誠品は一九二条ある。しかし、この文では、初めの一〇条を五戒とみなし（仏教の所謂五戒の趣旨を表す条文に「教人」を禁止する条がそれぞれ加わり、各戒が二条化するため、五戒は十条となる）、しかもそれを条数に加えず、残りの一八二条を「一百八十」と概数で表現したのであろうか。あるいは、単に、名目よりを超過する条を設けたために差が生じたのであろうか。疑問である。また『要修科儀戒律鈔』卷六…三葉裏に「右、觀身大戒、從第五戒至一百八十戒、君子之道。名玉清智慧下元品戒」とあり（實際は約一三〇条ほど

しかない)、各々相を異にする。

(一四) 上仙之道 … 上級の仙人の法。下仙、中仙に秘してよりすぐれた境地にある仙人。『紫陽真人内伝』五葉表裏に「仙有數品。有乗雲駕龍、白日昇天、與太極真人爲友、拜爲仙官之主。其位可司眞公、定元公、太生公、及中黄大夫、九氣丈人、仙都公。此位皆上仙也。或爲仙卿、或爲仙大夫、上仙之次也。遊行五嶽、或造太清、役使鬼神、中仙也。或受封一山、總領鬼神、或遊翔小有、羣集清虚之宮、中仙之次也。若食穀不死、日中無影、下仙也。或白日尸解、過死太陰、然後乃下仙之次也」
とある。

【通釈】

171 道を学ぶ者は、他人の悪事を喧伝し議論しては

ならない。

172 道を学ぶ者は、他人の言うことを真に受けて世間に怒ってはならない。

173 道を学ぶ者は、他人が頑迷で貧しく困窮しているさまを笑ってはならない。

174 道を学ぶ者は、故意に經典や戒の文字を加えたり削ったりしてはならない。

175 道を学ぶ者は、三宝を侮り天尊を蔑ろにしてはならない。

176 道を学ぶ者は、他人に君主や師に叛逆することをすすめてはならない。

177 道を学ぶ者は、他人に父母や兄弟に不孝をはたらくことをすすめてはならない。

178 道を学ぶ者は、自分から真人であると詐称してはならない。

179 道を学ぶ者は、邪道にしたがう者、雑多な法術、

よこしまな見解、真ならざるものを信じ用いてはならない。

180 道を学ぶ者は、あり余る着物や物品を所有してはならない。

181 道を学ぶ者は、他人に道の学びを強いてはならない。

182 道を学ぶ者は、經典を得ていながらも学のあるのをよいことに、道を学んでいる人や神々を許りだましてはならない。

以上、觀身戒の第一戒から第一百八十戒までは、上仙の道である。「玉清智慧下元戒品」と名づけられる。

(第一四三条～第一八二条訳注 黒崎 恵輔)

第一八三～一八九条(一〇裏～一一表)

【正文】

183 道學 不得望人禮敬。

184 道學 不得竊寫人經戒。

185 道學 不得榮飾衣褐。

186 道學 不得身不潔淨、上高座讀經。

187 道學 與人同行、當讓人以前。

188 道學 與人同學、夏執爨供養。

189 道學 與人同學、冬執瓶供水。

【訓読】

183 道學 人の禮敬するを望むるを得ざれ。(一)

老 156

184 道學 竊かに人の經戒を寫すを得ざれ。(二)

三 164

185 道學 衣褐を榮飾するを得ざれ。(三)

三 165

186 道學 身潔淨せずして、高座に上りて讀經するを得ざれ。(四)

得ざれ。(四) 三 166

187 道學人と同行するに、當に人に譲りて以て前んぜしむべし。

188 道學人と共に學ぶに、夏には爨を執りて供養せよ。

189 道學人と共に學ぶに、冬には瓶を執りて水を供せよ。

【語釈】

(一)「老君說一百八十戒」一二葉表に「第一百五十六戒、常時無事不得妄受人禮敬」とある。

(二)『三元品戒功德輕重經』三〇葉表の第一六四條に「學者及百姓子、竊寫經戒慢露之罪」とある。

(三)『三元品戒功德輕重經』三〇葉表、第一六五條に「學者及百姓子、榮飾衣褐華麗之罪」とある。

(四)『三元品戒功德輕重經』三〇葉表、第一六六條に「學者及百姓子、身不潔淨登上高座之罪」とある。

【通釈】

183 道を學ぶ者は、人から敬礼されることを望んではならない。

184 道を學ぶ者は、密かに他人の經戒の文を写してはならない。

185 道を學ぶ者は、衣服を華やかに飾つてはならない。

186 道を學ぶ者は、身を清めずに高座に昇つて読經してはならない。

187 道を學ぶ者は、他人と同行する時は先を譲らなければならぬ。

188 道を學ぶ者は、他人と共に學ぶに際して夏には

竈炊きを担当し共に学ぶ者に食べさせなさい。

189 道を学ぶ者は、他人と共に学ぶに際して冬には自ら瓶びんを持って人々のために水を汲みなさい。

第一九〇～二〇〇条（一一表～裏）

【正文】

190 道學 與人同食、當食其麤こ及菜。

191 道學 與人同食、當食正己前。

192 道學 與人同學、當敬先勝己。

193 道學 與人同學住、當任人處分。

194 道學 與人同學、當念教不解。

195 道學 與人同學、當請問先進。

196 道學 人施惡於己、己受惡、不得有怨。

197 道學 不得懷怨悲報於人。

198 道學 與女人共語、不得正視面容、含笑相對。

199 道學 與女人同渡水、不得正眼看之。

200 道學 失物、不得疑似同學及衆人。

【訓読】

190 道學 人と共に食らはば、當に其の麤こ及び菜を食らふべし。

191 道學 人と共に食らはば、當に食するに己の前を正すべし（一）。

192 道學 人と共に學べば、當に先の己に勝る（二）を敬ふべし。

193 道學 人と共に學び住まへば、當に人に處分を任ずべし。

194 道學 人と共に學べば、當に解せざるを念ひ教ふべし。（三）

195 道學 人と同じに學べば、當に先進に請問すべし。
（四）

196 道學 人の惡を己に施し、己惡を受くるも、怨む

こと有るを得され。

^(五)
老 169

197 道學 怨恚を懷き人に報ゆるを得され。^(六)

198 道學 女人と共語^(七)すれば、「面容を正視し、含笑

して相對するを得され。^(八)

199 道學 女人と同じに水を渡れば、正眼して之を看るを得され。

200 道學 物を失へば、同學及び衆人を疑似するを得され。

【注釈】

(一) 正己前 …自分の正面を整頓する。『要修科儀戒律鈔』卷六…四葉表には「與人同食、當正己前」とあることを踏まえ、「正己前」を「己の前を正す」と解釈する。食事の作法を指すと推測されるが、「正己前」の具体的内容

は未詳。

(二) 勝己 …自分より優れている人物。『太上洞

眞智慧上品大誡』[SN一七七]一四葉表や

『太上洞玄靈寶赤書玉訣妙經』[SN三五二]

卷上…二葉裏の所謂「洞玄智慧十戒」の第七

戒に「不得嫉人勝己爭競功名、每事遜讓退身度人」とあるのが参照される。

(三) 『無上秘要』卷四五…一葉表には「道學與人同學、當念教解」とあり、「不」がない。ここでは『要修科儀戒律鈔』卷六…四葉表に

「與人同學、當念教未解」とあるのを踏まえ、

正文のままとする。『觀身大戒文』二葉裏の第

一九条には「道學不得欺誑同學未解之人」とあり、「不解」は共に学ぶ者の中で教えを理解できていない人を指すと考えられる。

(四) 「老君說一百八十戒」一二葉表に「第一百五

十七戒、若入他處、必先問賢人善士、當親依之、不得自負」とあるのが参照される。

参照される。

(五)「老君說一百八十戒」一三葉表に「第一百六

【通釈】

十九戒、若人以惡向汝、汝重以善往報之、不得怨尤」とある。『觀身大戒文』六葉表、第九

190道を学ぶ者は、他人と共に食べる時は粗末なものと菜葉を食すべきである。

二条「道學不得因恨報怨」および第一九七条と趣旨が重複する。

191道を学ぶ者は、人と共に食事する際には自分の前にあるものを正して食べるべきである。

(六)本条、前条、第九二条が報復の禁止の趣旨を共有することは各条の注釈で述べる通り。

192道を学ぶ者は、人と共に学ぶ際には自分より優れている先人をうやまうべきである。

(七)共語：『觀身大戒文』五葉裏、第七九条に「不得與女人獨語獨行」とあり、女性との

193道を学ぶ者は、人と共に学んで暮らす際には決め事は人に委ねるべきである。

独語は禁じられているので、共語の場合には当該の女性以外の者が参加していると考えられる。

194道を学ぶ者は、人と共に学ぶ際には理解できていない者を心にかけて教えるべきである。

(八)「老君說一百八十戒」一二葉裏に「第一百六

195道を学ぶ者は、人と共に学ぶ際には先達に伺い問うべきである。

十二戒、不得與男女冥室中共語」とあるのが

196道を学ぶ者は、他人が自分に対して悪事を働き、

自分がそれを受ける時、怨みを持つてはならない。

197 道を学ぶ者は、怨みや怒りをいだいて人に報復してはならない。

198 道を学ぶ者は、女性らと語らう際、その容姿を直視し、にやついて向き合つてはならない。

199 道を学ぶ者は、女性と共に水を渡る際、その様子を直視してはならない。

200 道を学ぶ者は、持ち物を失くした時に共に学ぶ仲間や世間の人々を疑つてはならない。

(第一八三条〜第二〇〇条訳注 吉澤明希)

第二〇一条〜二一〇条（二一裏〜一二表）

【正文】

201 道學失物、當委運自悔多罪。

202 道學多災病、當恭己自責、念改往修來。

203 道學當忍人所不能忍。

204 道學當割人所不能割。

205 道學當衣人所不能衣。

206 道學當食人所不能食。

207 道學當學人所不能學。

208 道學當容人所不能容。

209 道學當受人所不能受。

210 道學當斷人所不能斷。

【訓読】

201 道學 物を失へば、當に運に委ね、自ら罪多きを悔ゆべし。

202 道學 災病多ければ、當に己を恭しくし、自ら責め往を改め來を修むる（二）を念ずべし。

- 203 道學 當に人の忍ぶ能はざる所を忍ぶべし。
 204 道學 當に人の割く能はざる所を割くべし。
 205 道學 當に人の衣る能はざる所を衣るべし。
 206 道學 當に人の食する能はざる所を食すべし。
 207 道學 當に人の學ぶ能はざる所を學ぶべし。
 208 道學 當に人の容るる能はざる所を容るべし。
 209 道學 當に人の受くる能はざる所を受くべし。
 210 道學 當に人の斷つ能はざる所を斷つべし。

【注釈】

- (一) 改往修來 …前非を改め、將來再び過たないよう修めること。『增壹阿含經』卷一三、T 二・六一・a に「世尊告曰、善哉、善哉、大王。今於如來前悔其非法、改往修來。我今要受汝悔過、更莫復造」とある。又、「老君說一百八十戒」一四葉表に「第一百八十戒、若行

戒不犯、犯即能悔、改往修來、勸人奉受、念戒不念惡」とある。

- (二) 學人所不能學 …人が学べないことを学ぶ。
 人が学ぼうとも思わない素樸なことを学ぶ。
 『老子』「是以聖人、欲不欲、不貴難得之貨、學不學、復衆人之所過」(通行本六十四章)。

【通釈】

- 201 道を学ぶ者は、持ち物をなくした時には、成りゆきにまかせて、多くの罪を犯してきたことを悔いなくてはならない。
 202 道を学ぶ者は、災いや病にしばしば見まわれようであれば、必ず我が身をつつしみ、自らを責めて、過去を改め將來二度と繰り返さないようにしなくてはならない。
 203 道を学ぶ者は、必ず他人が耐えることができる

いことを、耐えなくてはならない。

204 道を学ぶ者は、必ず他人が分け与えることができ
ないことを、分け与えなくてはならない。

205 道を学ぶ者は、必ず他人が着ないような「粗末
な」ものを、着なくてはならない。

206 道を学ぶ者は、必ず他人が食べられないような
「粗末な」ものを、食べなくてはならない。

207 道を学ぶ者は、必ず他人が學ぶ価値が見出せな
い「ほど素樸で奥深い」ことを、學ばなくては
ならない。

208 道を学ぶ者は、必ず許容することができないこ
とを、許容しなくてはならない。

209 道を学ぶ者は、必ず他人が受け入れることがで
きないことを、受け入れなくてはならない。

210 道を学ぶ者は、必ず他人が断ち切ることができ
ないことを、断ち切らなくてはならない。

第二十一条～二八条（一二表～裏）

【正文】

211 道學 無經業、精神浮散、眞想不通。

212 道學 身不潔淨、魂魄離人。

213 道學 有心、則天真高逝、魔官不服。

214 道學 有家、則三毒不滅、三眞不居。

215 道學 有身、則厭欲不去、精思無應。

216 道學（有）〔當〕（二）虛心靜寂、冥與眞對。

217 道學 當安玄泉、不使妄動生元。

218 道學 當滅識藏見。然後眞人見。

右觀身戒、從第一至二百一十六、無上正眞之道、

名玉清智慧中元戒品。

【校訂】

(一) 當 …… 原文は「有」に作る。『無上秘要』卷四五…一二葉、第二二六条「道學當虚心靜漠寂與眞對」、『要修科儀戒律鈔』卷六…四葉裏「當心靜寂漠」も共に「當」に作る。おそろく、上三条が「有」字を用いる体裁に涉つて過つたのであらう。正しくは、他のテキストのように「當」として、下二条の体裁に合致させるべきであらう。よつて改める。なお、この一条の文字は『觀身大戒文』『無上秘要』『要修科儀戒律鈔』でかなり異なる。

【訓読】

211 道學 經業(一) 無くんば、精神浮散して、眞想(二) 通ぜざらん。

212 道學 身潔淨ならざれば、魂魄(三) 人を離れん。

213 道學 心有らば、則ち天真高逝し、魔官(四) 服せざらん。(五)

214 道學 家有らば、則ち三毒(六) 滅せず、三眞(七) 居らざらん。

215 道學 身有らば、則ち衆欲去らず、精思(八) すれども應ずること无からん。

216 道學 當に虚心靜寂にして、冥として眞と對すべし。

217 道學 當に玄泉(九) を安らかにして、生元を妄動せしめざるべし。

218 道學 當に識を滅し見を藏すべし。然る後眞人見はれん。

右、觀身戒第一從り二百一十六に至る(一〇)。無上正眞の道(一一)、玉清智慧中元戒品と名づく。

【注釈】

(一) 經業 …… 經とそれに基づく学業。『眞誥』卷一九・五葉表に「又按二許應經業、既未得接眞、無由見經。故南眞先以授楊、然後使傳、傳則成師」、『無上秘要』卷六五・八葉裏に「太極眞人曰、道士欲山居幽處。宜先受經業、恭肅事師、修諸善功、以伏山神。〔中略〕人不解至法、不知修善立功、此何以能入山栖乎」とある。尚、『要修科儀戒律鈔』卷六・四葉裏は、「經業」の文字は無く、「無使精神浮散眞想不通」とする。

(二) 眞想 …… 真人の存思。真人が感応する存想を行うこと。至眞の想。『觀身大戒文』二一葉裏に「丹精寄太無、玄陽空中嚮。含形滅苦根、幽妙至眞想、垂華不現實、因縁不光象、我身亦如之、乗化託流景」(太微帝君所說「太上明燈頌」)とある。

(三) 魂魄 …… 三魂七魄。三魂七魄を他人の氣や汚穢を嫌うことについては、以下の例が参照される。『上清太上黄素四十四方經』「SN一三八〇」九葉裏・一〇葉表に「凡修受上法及雌一太一之事者、兆身中、三魂五神之炁、常薰於巾服之中、七魄九靈餘精、常栖於履屐之下。是以道士學生不雜席而寢、故衣褐之服、不借非己之炁、履屐之物、常惡土穢之薰、亦不欲使雜人、犯觸諸物、以驚三魂」とある。また、三魂七魄が人を離れてさまよう危険がありそれを防ぐ術のあることについては、『皇天上清金闕帝君靈書紫文上經』「SN六三九」を参照。

(四) 魔官 …… 魔王の役人。魔王に統率される鬼官。「魔」については、唐・慧琳『一切経音義』卷一二、T五四、三八〇bに「魔王。莫

何反。字書本無此字。譯者變摩作之。梵云、麼羅。古譯云、能障修行出世業者。又云、能殺斷惠命。故起世經云、「第六天」他化「自在」天上初禪之下有魔王波旬宮殿」とある。（神塚淑子『六朝道教思想の研究』創文社、一九九九年「第四章 魔の觀念と消魔の思想」参照）『上清高上金元羽章玉清隱書經』「SN一三五八」二葉表、三葉表には五方の魔を挙げるが、北方にある魔について次のようにいう。「消魔大王、治天北廣寒七寶宮、下領北羅鄴山。山在北方癸地、高二千六百里、周廻三萬里、其山並有七寶珠宮、皆鬼神所住。山下有萬丈之谷、名曰丘寒之泉、則是鬼神之獄。北帝大魔王即住在山上紂絕陰天宮、中有大魔王、姓宛躬、諱「有符。」產生。官屬三萬八千人、名悉隸屬於消魔大王。凡後學成仙、

消魔大王皆使大魔王保舉列言、然後乃得飛行上清」。これによると、消魔大王のもとに五方の大魔王がおり、北鄴の場合には北帝大魔王がいる。その下に三万八千の官が連なるといふ。この官が、魔官であろう。なお、これを『真誥』闡幽微の記述に照らすと、上で言う（魔官を率いる）北帝大魔王は、北帝鬼王であり、北大帝ともいわれる。『真誥』卷一五・一葉表、二葉表に「羅鄴山、在北方癸地（「中略」）山上有六宮。洞中有六宮、輒周廻千里、是爲六天鬼神之宮也。第一宮、名爲紂絕陰天宮。（中略）凡六天宮是爲鬼神六天之治也。洞中六天宮、亦同名相像如一也。へ此即應是北鄴鬼王決斷罪人住處。其神即應是經呼爲閻羅王所住處也。其王即今北大帝也」とある。

（五）『無上秘要』卷四五、一二葉表は、「有心天

真高逝魔官不服」とあり、「則」字を欠く。また『要修科儀戒律鈔』卷六・四葉裏には、「有心則天真斷絶魔官不能降」とする。

(六) 三毒 …… 貪欲（むさぼり）、瞋（怒り）、癡（おろかさ）。一切の煩惱の根本とされる。『大智度論』卷三一、T二五・二八六bに

「我所心生故、有利益我者生貪欲、違逆我者而生瞋恚、此結使不從智生、從狂惑生故、是名為癡。三毒為一切煩惱之根本」とある。『真誥』九葉表に「猶執炬火逆風行也。愚者不釋炬火、必燒手。貪慾、恚怒、愚癡之毒（中略）貪瞋癡、所謂三毒」とある。『太上洞玄靈寶往生救苦妙經』〔SN三七三〕に、「三毒者、貪姪一、瞋恚二、愚癡三、是名三毒」とある。

(七) 三眞 …… 三一（嬰兒、真人、赤子）。三丹田

に宿る神格化された永遠の生命力。『金闕帝君三元真一經』四葉表には「氣結爲精、精感爲神、神化爲嬰兒、嬰兒上爲真人、真人昇爲赤子、此眞一也。天有三玄、謂日月星也、亦爲三精、是用長生。人有三寶、三丹田也。亦爲三眞、是用永存」とある。

(八) 精思 …… 入念な存思。入念に詳しく存思（瞑想によつて体内神をありありと見る）すること。『金闕帝君三元真一經』七葉表裏に「立夏存三一、南向如初立春精思。立秋存三一、西向如立夏精思。立冬存三一、北向如立秋精思。存思三一各安其宮」とある。又、詳思によつて感応が得られることについては、例えば『紫陽真人内伝』一二葉裏に「唯精思存眞、守三宮朝一神、勤苦念之、必見无英、白元、黄老在洞房焉。雲車羽蓋既來、便成真

人」とあるのを参照。

(九) 玄泉 …… 津液。『上清黃庭內景經』『S N 四〇一』八葉表に「玄泉幽闕高崔巍へ玄泉口中之液也、一曰玉泉、一名醴泉、一名玉液、一名玉津、一名玉漿」とある。

(一〇) 二百一十六 …… 實際は、中元戒品の最終条は「二百一十六」条ではなく、二一八条である。『無上秘要』卷四五：一二葉裏は、「觀身戒從第五戒至二百一十六」とし、最終条を「二百一十六」条とする点は同様だが、實際の最終条は二二八条であり、名目を實際の条数が大幅に超過している。なお、『無上秘要』本で最初の十条を「五戒」と想定することは下元戒品の末尾の注釈で先述。

(一一) 無上正眞之道 …… 最高の悟り。阿耨多羅三藐三菩提、無上正等覺。道教での比較的早

い用例としては、例えば『太極真人敷靈寶齋戒威儀諸經要訣』七葉表に「又三洞弟子諸修齋法、皆當燒香歌誦、以上象真人大聖衆繞太上道君臺時也。故求無上正眞大道者、亦可繞高座上清靈寶經。所以繞香鑪者、直今世學者多浮淺、不能受至經。故示齋法、以委心香煙耳。行道心至、所願尋香煙、已御太上、太上道眼、恒洞觀諸天下人善惡、亦無毫遺也。可不戰戰愼之哉」とある。

【通釈】

211 道を学ぶ者は、經典とそれに基づく学びが無ければ、精神は飛び散って真人の存想は感應を得られないであろう。

212 道を学ぶ者は、身体を清浄にしておかなければ、三魂七魄は離れてしまうであろう。

213 道を学ぶ者は、「執着する」心があると、天の真人たちは遠い高みに去り、魔王の役人たちも服従しなくなるであろう。

214 道を学ぶ者は、家〔に執着〕があれば三毒は滅びず、三一は去つてしまふ。

215 道を学ぶ者は、おのが身〔に執着〕があれば、諸々の欲が去らず、入念な存想を行つても感応が無い。

216 道を学ぶ者は、必ず心をからっぽにして静けさを保ち、静寂のうちに真人とあいまみえるべきである。

217 道を学ぶ者は、玄泉（津液）を保全して生命の根源を乱さないようにすべきである。

218 道を学ぶ者は、知覚を働かせず内視すべきである。そうしてはじめて真人にあいまみえることができる。

以上は観身戒の第一戒より二百一十六戒である。最上のまことの真人の道である。玉清智慧中元戒品と呼ぶ。

（第二〇一条～第二一八条訳注 飯野澄子）